

# 埼玉県長瀬射撃場のあり方に関する検討報告書

令和7年12月

埼玉県長瀬射撃場あり方検討委員会

## 目 次

はじめに

1 長瀬射撃場の現状及び取り巻く環境の変化	1
(1) 長瀬射撃場の沿革	1
(2) 長瀬射撃場の現状	2
(3) 長瀬射撃場を取り巻く環境の変化	8
2 検討委員会の主な論点	13
3 各論点の検討	14
(1) 論点1 「長瀬射撃場の施設のあり方、必要性について」	14
(2) 論点2 「長瀬射撃場の収支改善策について」	24
(3) 論点3 「長瀬射撃場の施設整備の方向性について」	36
(4) 論点4 「指定出資法人あり方検討委員会からの提案について」	41
4 まとめ（検討委員会の提言）	43
おわりに	
【参考資料】 別添1 埼玉県長瀬射撃場あり方検討委員会設置要綱	46
別添2 埼玉県長瀬射撃場あり方検討委員会開催状況	48

## はじめに

長瀬射撃場は、射撃に関する技能を向上させ、もって銃による事故の防止及び射撃競技の発展を図ることを目的として平成6年6月に開設され、以来、令和6年度までの30年にわたり延べ約42万人の方々に利用されてきた。

この間、施設の老朽化の進行等とともに、近年は利用者数が減少し、射撃場の収支悪化を招いている。一方、本県の鳥獣被害は収まる気配を見せず、獣害対策の担い手としての狩猟者の重要性は増すものの、狩猟者の高齢化を受け、担い手の育成・確保が喫緊の課題となっている。

こうした長瀬射撃場を取り巻く環境の変化等に対応し、適切な施設運営を行っていくために、老朽化による設備面の対応をどのように考えていくか、併せて、今後の長瀬射撃場のあり方をどのように描いていくか等を協議・検討することを目的として、学識経験者や経営者、利用者団体等の委員7名で構成する「埼玉県長瀬射撃場あり方検討委員会」が令和6年5月に設置された。

本報告書は、本委員会における検討の結果を提言として取りまとめたものである。

令和7年12月22日

埼玉県長瀬射撃場あり方検討委員会

委員長 萩原 淳司

委 員 廣澤 健一

委 員 平井 純子

委 員 鈴木 雅也

委 員 梶田 吉久

委 員 渡部 奏乃音

委 員 村田 芳江

## **1 長瀬射撃場の現状及び取り巻く環境の変化**

### **(1) 長瀬射撃場の沿革**

埼玉県長瀬射撃場（以下、長瀬射撃場）は、平成6年6月に開設され、クレー射撃場とライフル射撃場を有する総合射撃場として、年間約2万人の狩猟者や競技者に利用されてきた。しかし、鉛散弾による環境汚染のため、平成13年11月からクレー射撃場の供用は停止、平成24年度に廃止となった。

ライフル射撃場は、平成20年度に競技別強化拠点として、国のナショナルトレーニングセンター\*の指定を受け、強化選手の受け入れを行うなど、日本有数の射撃場として、年間約1万2千人に利用されてきた。令和元年7月、味の素トレーニングセンター（東京都北区）に新たに整備された射撃施設が国の指定練習場となったことに伴い、令和元年6月に長瀬射撃場のナショナルトレーニングセンターの指定は解除された。さらに、令和3年度に近県の栃木県ライフル射撃場がリニューアルオープンした影響も加わり、利用者数は減少し、令和5年度には7,318人の利用者数となっている。

長瀬射撃場の管理運営は、平成6年の開設時から（株）秩父開発機構に委託し、平成18年度からは指定管理者制度を導入し、平成18年度から2年間は随意、平成20年度以降は公募により、（株）秩父開発機構を指定管理者として指定している。近年の利用者数減少による影響等から、指定管理者の収支は令和元年度以降赤字決算となっており、令和5年度は7,951千円の赤字となっている。

\*国内でトップレベルの競技者が同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行うための活動拠点

- 昭和53年度 社団法人埼玉県獵友会からの請願を採択
- 平成6年度 開設。管理を（株）秩父開発機構に委託
- 平成13年度 クレー射撃場供用停止
- 平成16年度 第59回国民体育大会射撃競技（クレー、ライフル）開催
- 平成18年度 指定管理者制度導入。（株）秩父開発機構を随意により指定管理者として2年間指定
- 平成20年度 （株）秩父開発機構を公募により指定管理者として2年間指定
- 平成21年度 ナショナルトレーニングセンター（NTC）の指定を受ける
- 平成22年度 公募により（株）秩父開発機構を指定管理者として3年間指定
- 平成22年度 クレー射撃場のあり方検討会を設置し、クレー射場の今後について検討（平成22年7月～24年3月）
- 平成24年度 クレー射場のあり方検討会報告書で「全弾回収型施設への改修工事は困難」と指摘されたことを踏まえ、クレー射撃場廃止（3月31日）

平成25年度 公募により(株)秩父開発機構を指定管理者として5年間指定  
 平成30年度 公募により(株)秩父開発機構を指定管理者として5年間指定  
 令和元年度 ナショナルトレーニングセンター(NTC)指定解除(6月以降)  
 令和3年度 栃木国体開催を機に、栃木県ライフル射撃場がリニューアルオープン  
 令和5年度 公募により(株)秩父開発機構を指定管理者としてとして5年間指定  
                   大規模修繕工事の実施により、令和5年12月～令和6年2月まで休業

## (2) 長瀬射撃場の現状

### ア 施設の概要

(ア) 開設日 平成6年6月1日

(イ) 敷地面積 24.53ha

(ウ) 延床面積 5,296.45m<sup>2</sup>

(小口径ライフル射場 3,854.34m<sup>2</sup> 大口径ライフル射撃場 511.35m<sup>2</sup> クラブハウス 930.76m<sup>2</sup>)

(エ) 利用料金<sup>\*1</sup> (令和7年4月1日現在)

単位：円

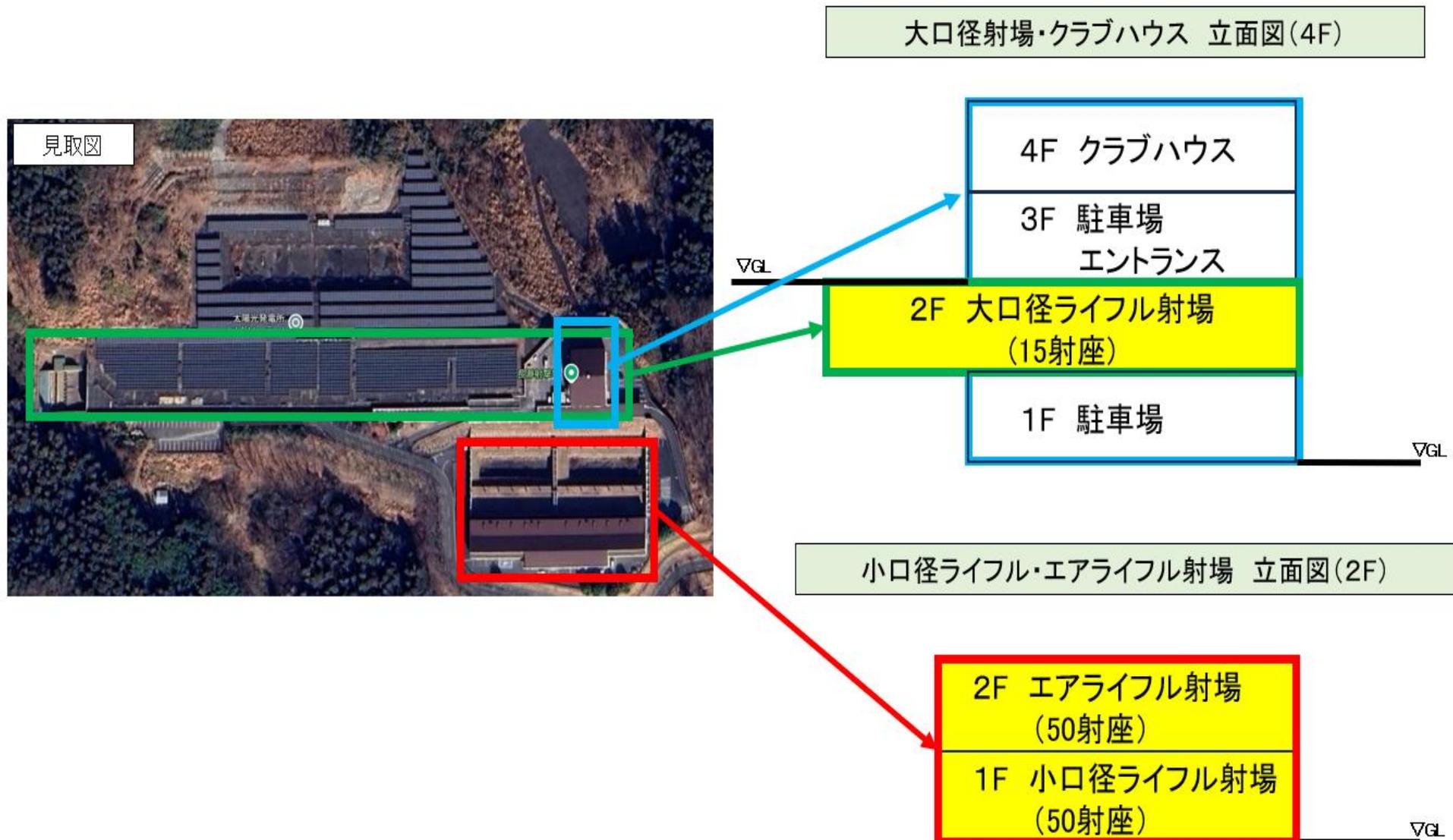
銃種	距離	団体 <sup>*2</sup>				個人			
		一般		学生		一般		学生	
		基本料金	延長料金	基本料金	延長料金	基本料金	延長料金	基本料金	延長料金
		4時間	1時間	4時間	1時間	4時間	1時間	4時間	1時間
大口径 ライフル	300m/150m/100m	3,090	730	—	—	3,830	920	—	—
	50m (RB <sup>*3</sup> )								
小口径 ライフル	50m	2,060	490	1,120	250	2,550	600	1,380	320
エア ライフル	10m	1,120	250	610	120	1,380	320	740	160

\*1 : 料金はすべて消費税及び保険料100円込みの料金総額

\*2 : 団体は15人以上

\*3 : RB=ランニングボア (移動標的)

(才) 配置図



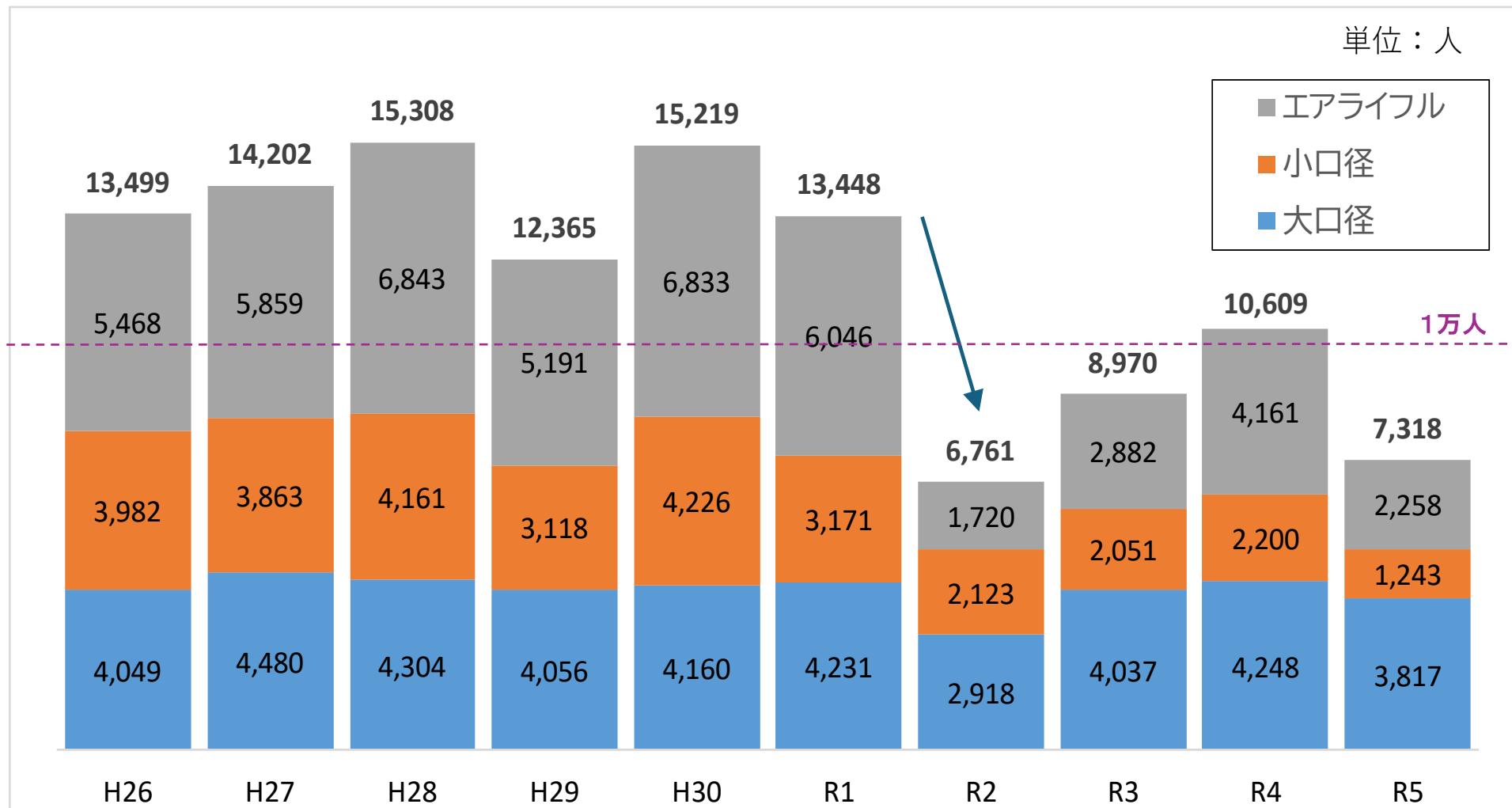
## イ 施設の利用状況

長瀬射撃場は、大口径ライフル射場（300m・10射座・50m・5射座）、小口径ライフル射場（50m・50射座）、エアライフル射場（10m・51射座）の3つの射場で構成されている。主な利用者は、鳥獣の狩猟を目的とする「狩猟者」、射撃競技を目的とする「競技者」であり、大口径ライフル射場は狩猟者・競技者両方が利用し、うち50mの射場は利用者の約9割が狩猟者である。小口径ライフル射場やエアライフル射場の主な利用者は競技者であり、長瀬射撃場全体としては競技利用が約65%、狩猟利用が約35%となっている。

大口径 (300m 10射座・50m 5射座)	小口径 (50m 50射座)	エアライフル (10m 51射座)
 <ul style="list-style-type: none"><li>・<u>狩猟者、競技者</u>の利用。</li><li>・300mは競技者、狩猟者の利用が半々。</li><li>・50mは主に狩猟者が利用している。</li><li>・屋内大空間</li></ul>	 <ul style="list-style-type: none"><li>・<u>競技者</u>の利用。</li><li>・18歳から競技実施可能(要手続)。</li><li>・学生・一般・個人・団体同様程度の利用。</li><li>・半屋内</li></ul>	 <ul style="list-style-type: none"><li>・<u>競技者</u>の利用。</li><li>・14歳から競技実施可能(要手續)。</li><li>・主に学生の利用、特に団体利用が多い。</li><li>・ビームライフル(資格不要)も実施。</li><li>・屋内閉鎖空間</li></ul>

利用者数はクレー射撃場の供用停止以降も年間1万人以上を維持していたが、令和2年度、3年度に新型コロナウイルス感染症対策の一時休館等で大幅に減少した後、令和5年度も1万人を割る7,318人となっている。

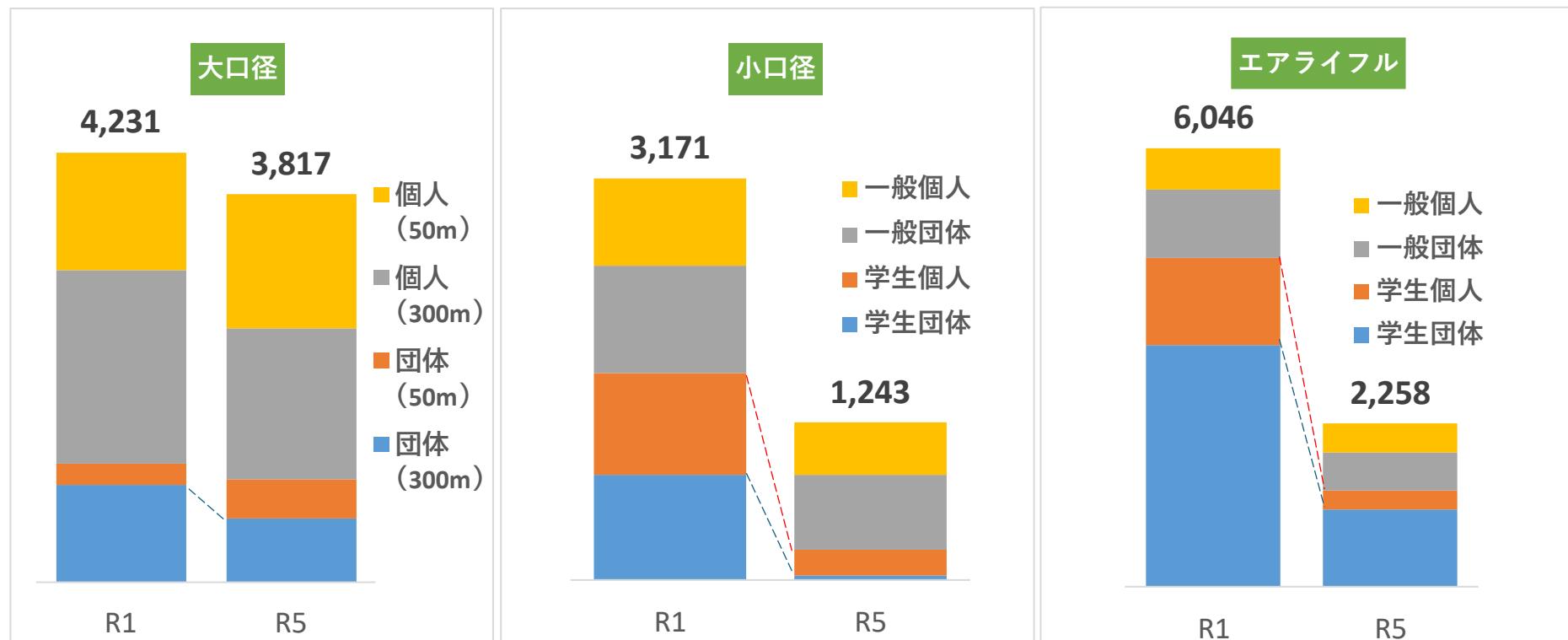
図表1 長瀬射撃場の利用人数の推移



1万人以上の利用者を維持していた時期と比較すると、大口径射場はほぼ同水準の実績で推移しているが、小口径ライフル射場、エアライフル射場の利用が大幅に減少し、このことが施設全体の利用者数の減につながっている。小口径ライフル射場、エアライフル射場は学生の利用が多く、特に強化合宿等の団体利用の減少が顕著である。

図表2 各射場別の利用者内訳の比較

単位：人



\*R5年度は3か月間大規模修繕工事で休館。

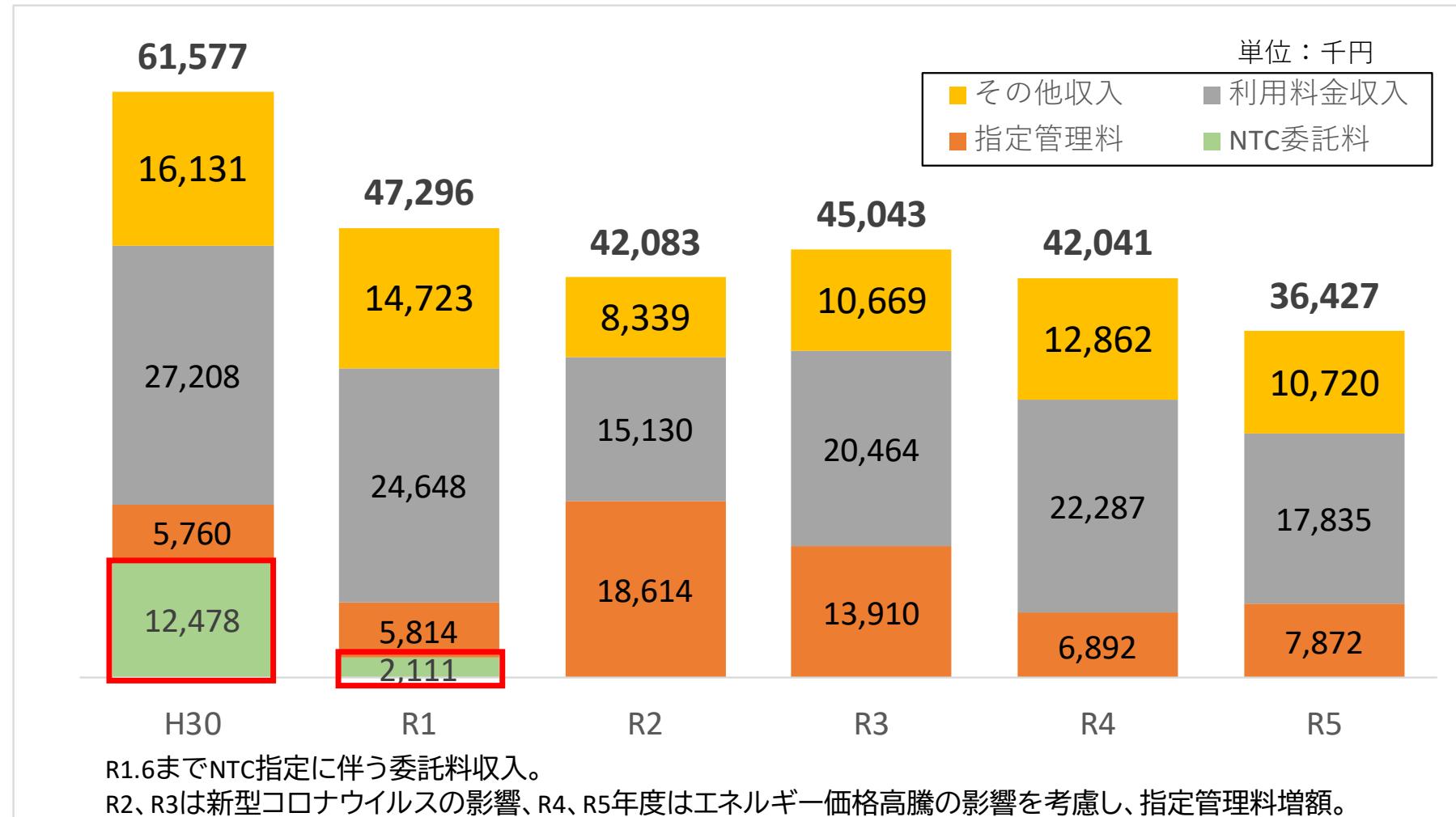
近年、利用者数が減少していることから、リピーターを増やし新たな利用者を開拓する取組として、ビームライフルをはじめとした初心者講習会、一定期間中の命中総点数を競う「長瀬射撃場杯」の開催等に加え、狩猟や競技等を始める者に銃を廉価で提供する「中古銃販売事業」など、狩猟者や競技者の裾野を広げる新たな取組を進めている。

#### ウ 施設の収支状況

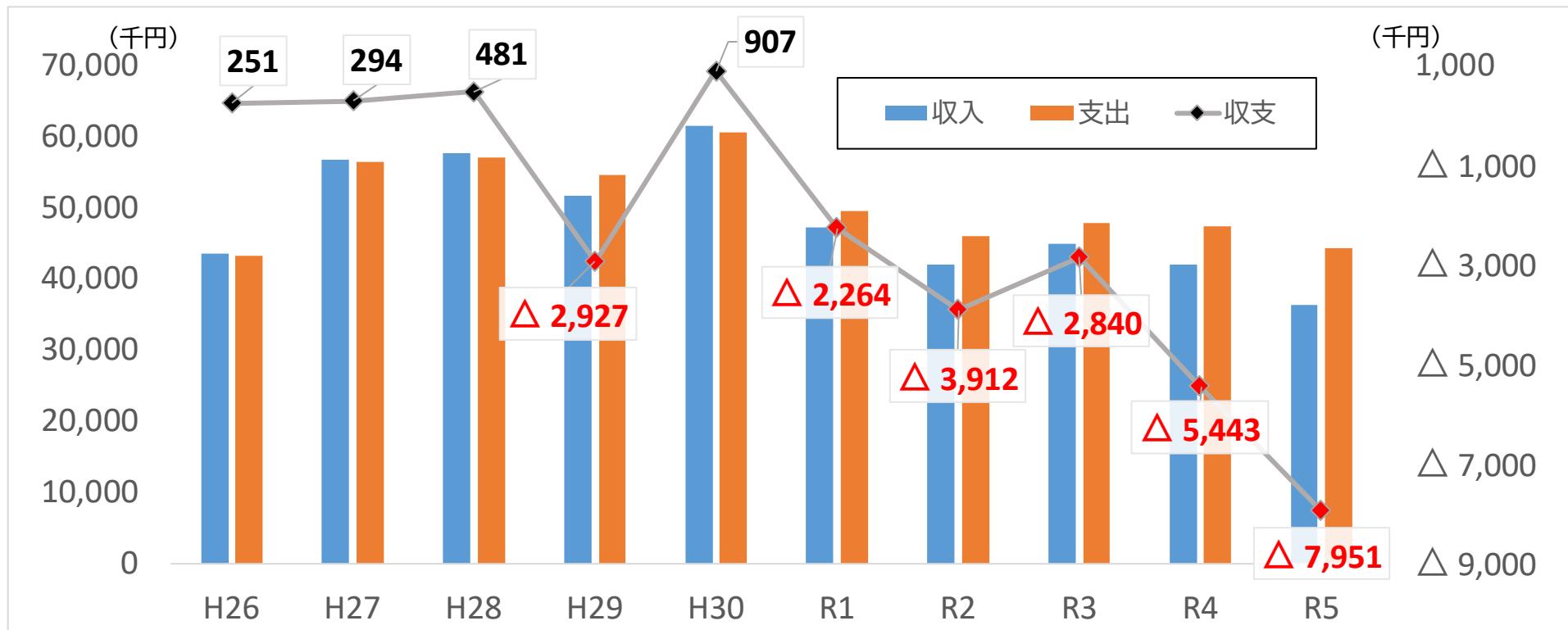
長瀬射撃場の収入の半分は、利用者から徴収する施設利用料であることから、利用者数の減少は長瀬射撃場の収支に大きな影響を及ぼす。

令和5年度の利用料金収入は、令和元年度に比べ6,813千円減少したが、利用者の増減に関わらず必要となる射撃場の管理や事業運営に必要な消耗品費等の経費の削減には限界があり、長瀬射撃場全体の収支は7,951千円のマイナスとなっている。

図表3 長瀬射撃場の収入内訳の推移



図表4 長瀬射撃場の収支状況の推移



### (3) 長瀬射撃場を取り巻く環境の変化

#### ア 狩猟者・競技者

長瀬射撃場は「射撃に関する技能を向上させ、もって銃による事故の防止及び射撃競技の発展を図る」ことを目的として設置された施設であり、主な利用者は狩猟者及び競技者である。

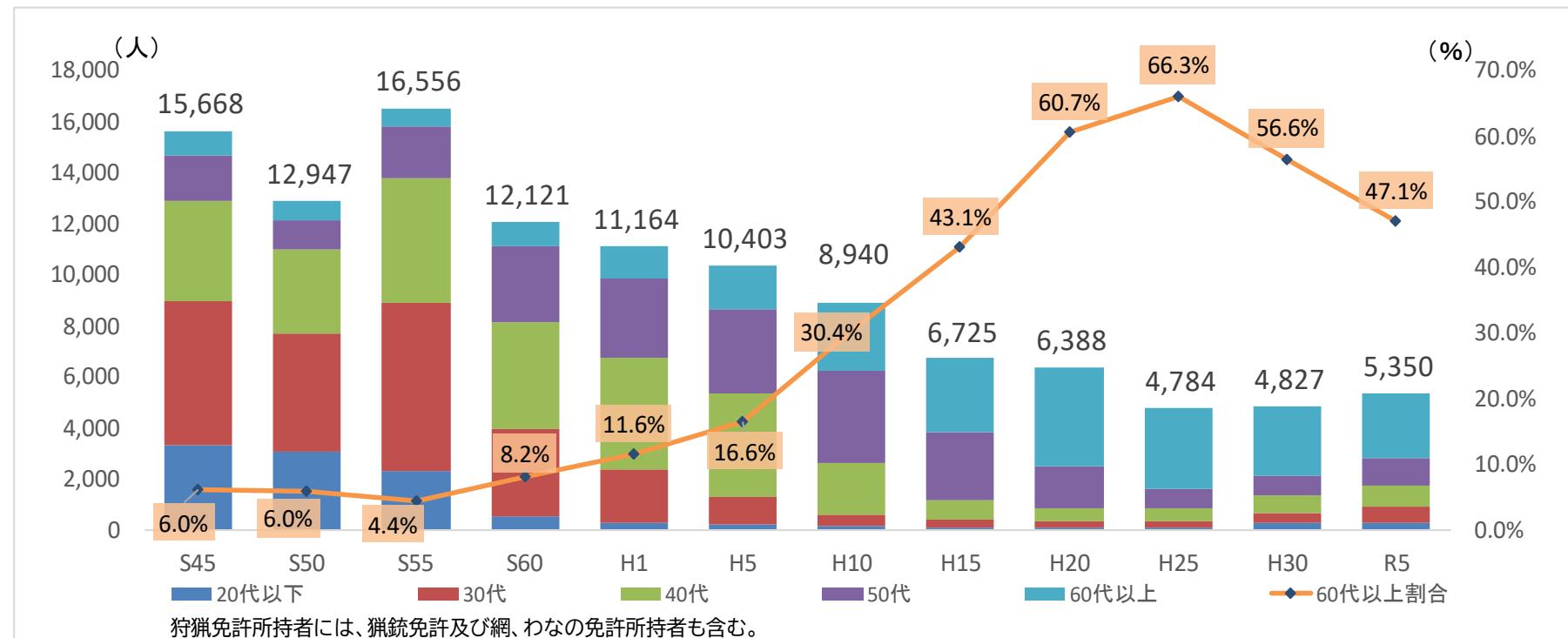
狩猟者について、埼玉県猟友会の動向をみると、会員（銃免許保有者）は10年前の2,501人（H26）から1,858人（R5）に643人（26%）減少し、高齢化も進んでいる（猟友会会員の平均年齢（狩猟免許保有者）は62.9歳（R5）、会員の60%以上が60歳以上）。

狩猟免許保有者は、近年のアウトドア志向等を背景に10年前の4,894件（H26）から5,350件（R5）に増加しているが、狩猟や有害鳥獣捕獲等に必要となる狩猟者登録の増加にはつながっていない（令和5年度の登録数1,922件）。これは、鉄砲刀剣類所持等取締法（銃刀法）の規制強化等により実際に銃を所持する者が減少していること、狩猟者登録料や獵具に要する費用などの金銭的負担が多いこと、都市部に住む狩猟免許所持者は獵場が遠いこと等の理由が考えられ、免許を所持したまま狩猟に出ない「ペーパーハンター」や、狩猟免許を取得して間もない初心者への働きかけが重要となっている。

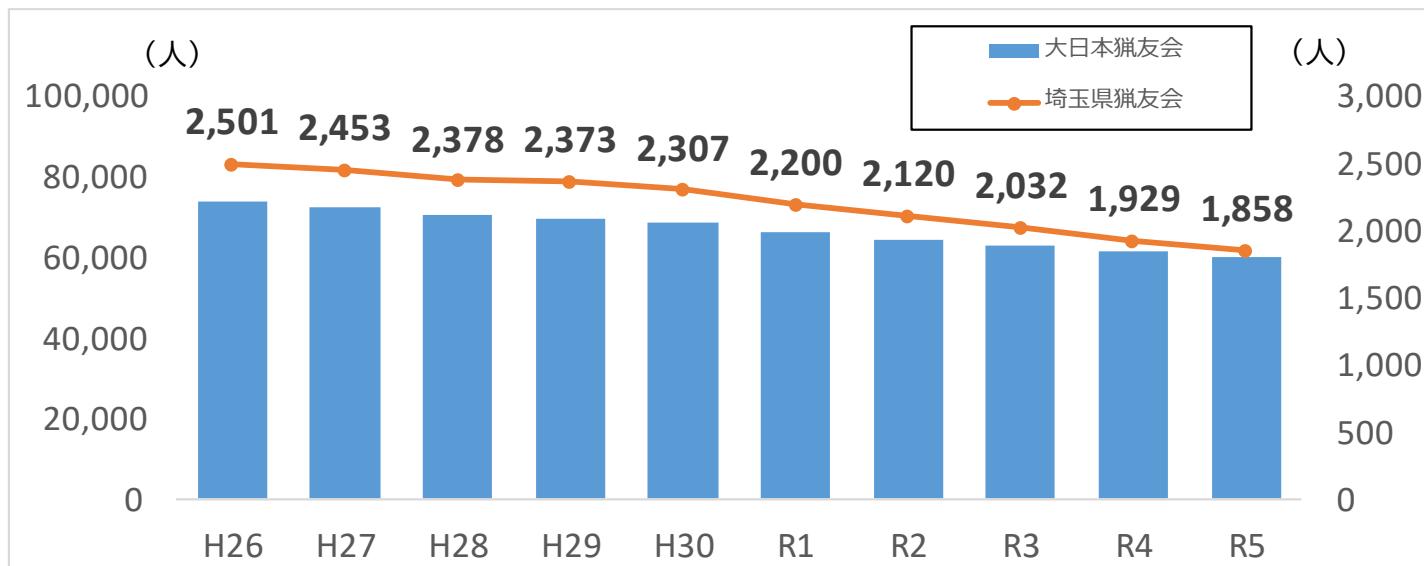
ニホンジカやイノシシ等野生鳥獣による県内の農業被害金額は令和5年度8,176万円、有害鳥獣捕獲許可頭数は9,536頭となっており、県民生活の安心・安全を守る上でも狩猟の担い手の育成・確保が急務となっている。

競技者については、埼玉県ライフル射撃協会の会員数はこの10年で横ばいから微増傾向にある。狩猟者と同様に、若年人口の減少、銃器に関する法的規制の影響といった課題があることから、将来にわたる安定的な競技人口の確保・育成に取り組む必要がある。

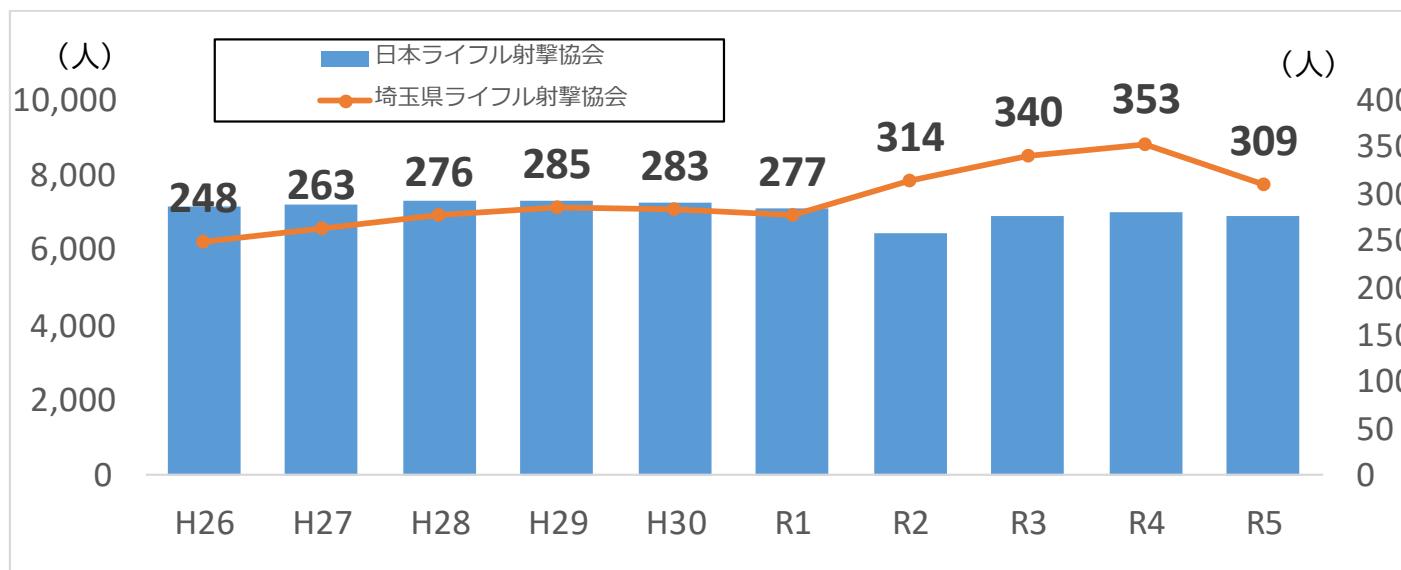
図表5 狩猟免許所持者及び60歳以上比率の推移



図表6 狩猟者団体会員数の推移（銃猟免許保持者）

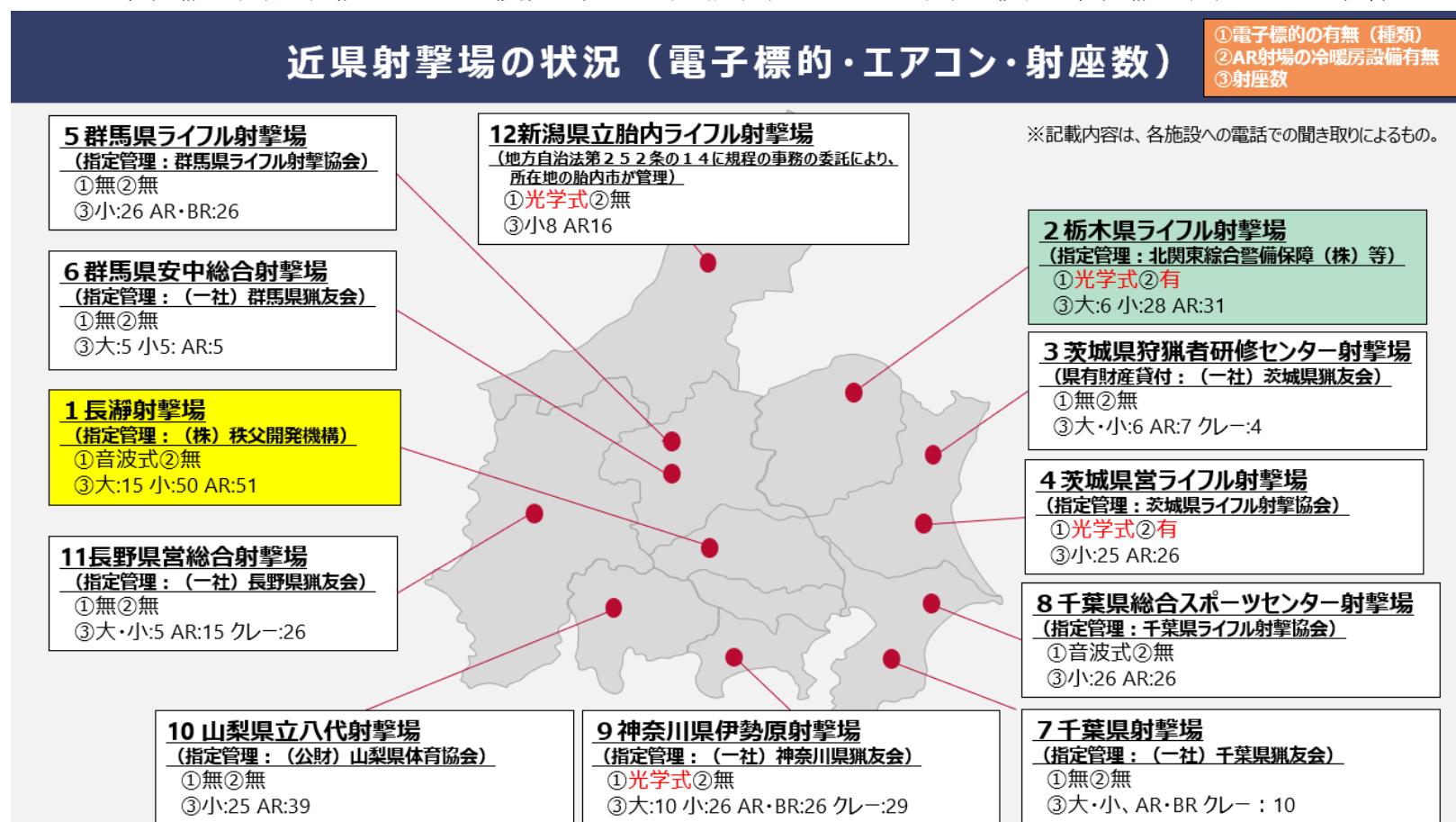


図表7 競技射撃団体会員数の推移

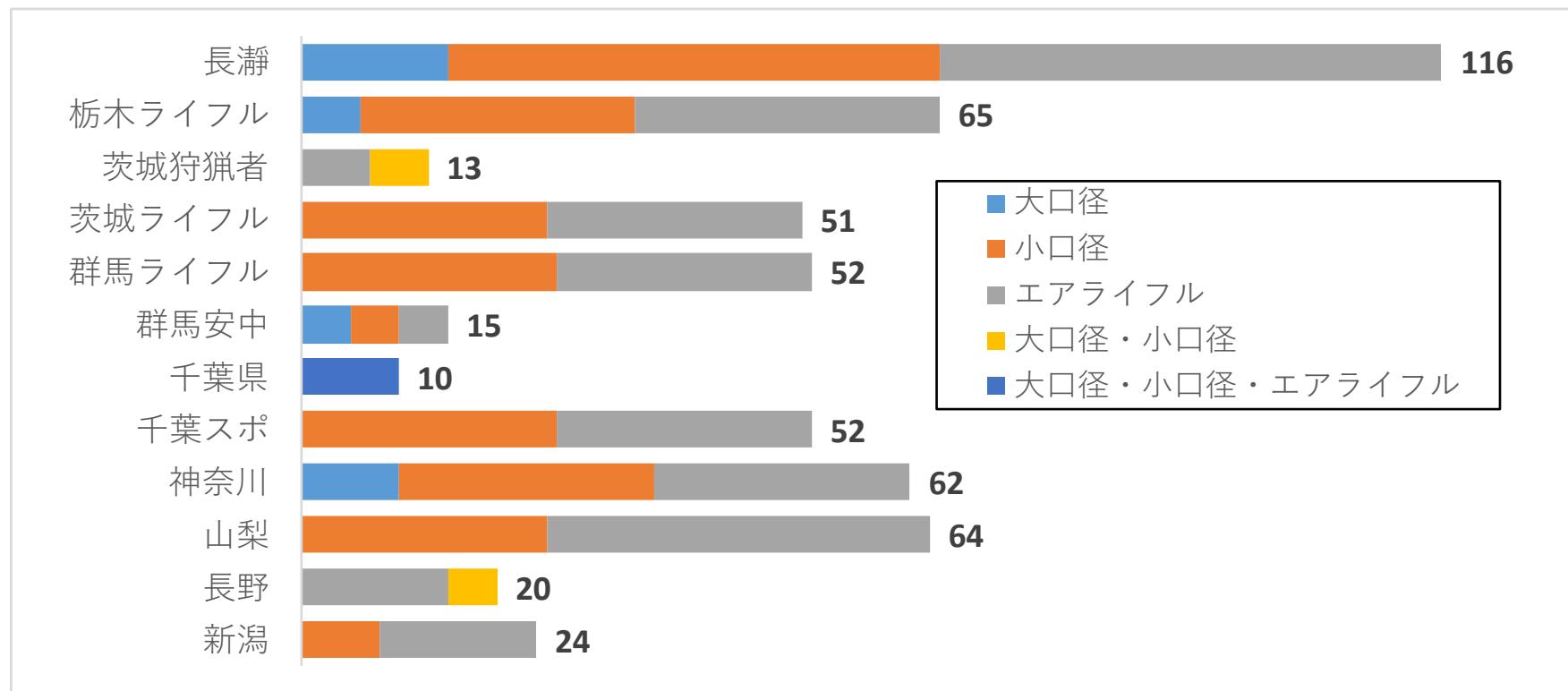


## イ 近隣射撃場の状況

関東甲信越地域においては、東京都を除き、県立のライフル射撃場が設置されている。長瀬射撃場は、都心部から1時間半の好立地に加え、射座数の多さ等から、これまで全国大会をはじめとした多くの大会が毎年開催され、平成21年から令和元年までナショナルトレーニングセンターの指定も受けている。近年、国民スポーツ大会の開催等を契機に、他県の施設の改修や設備の更新が進んでいる。平成16年から供用を休止していた栃木県ライフル射撃場は、令和3年に開催された「いちご一会とちぎ大会」を機に施設を全面リニューアルし、令和4年度から一般供用を再開した。同射撃場は、エアライフル射撃場の空調設備や光学式の電子標的を備えるほか、平屋構造で全面バリアフリー化されたことから、長瀬射撃場で開催されてきた複数の学生大会が栃木県ライフル射撃場に移行し、長瀬射撃場に大きな影響を与えている。



図表8 近隣射撃場の射座数比較（大口径、小口径、エアライフル）



- ・総射座 100 を超える（大口径 15 射座、小口径 50 射座、エアライフル 51 射座）のは関東で長瀬のみ、公営射撃場としては全国最大級の規模。
- ・300mの大口径射場を持つ施設は関東では長瀬のみ（他は北海道）、射距離・口径の組み合わせのバリエーションがここまで充実している施設は全国的にも稀有であり、1施設で大口径・小口径・空気銃を同日練習できる恵まれた運用環境を備えている。

## **2 検討委員会の主な論点**

長瀬射撃場の現状及び環境の変化を踏まえ、

- ・長瀬射撃場の小口径・エアライフル競技の利用者が他県に流れている現状で、長瀬射撃場の存続について検討する必要があるのではないか。
  - ・長瀬射撃場を引き続き運営していく必要がある場合、現在続いているマイナス収支の改善策を検討する必要があるのではないか。
  - ・競技の利用者が他県の施設に流れている原因のひとつであり、長瀬射撃場のあり方を検討するきっかけとなった、「エアコンの設置や光学式電子標的の整備」などの検討が必要ではないか。
  - ・野生動物による農林業への被害や人的・物的被害が続く中、野生鳥獣捕獲者の講習施設としての役割を担ってきた長瀬射撃場は、今後、更なる展開を求められているのではないか。
- などを課題とし、論点を整理した。

また、「埼玉県指定出資法人あり方検討委員会」から、①現在運営している法人の事業からの撤退、②より効果的・効率的となる運営方法についてのあらゆる手段の検討、③狩猟関係者を確保するための抜本的な対策、を検討するよう提言されたことを踏まえ、論点を以下の4つに集約して検討することとした。

### (主な論点)

論点1 長瀬射撃場の必要性について

論点2 長瀬射撃場の収支改善策について

論点3 長瀬射撃場の施設整備の方向性について

論点4 指定出資法人あり方検討委員会からの提案について

(①運営法人の撤退、②効果的・効率的となる運営方法についてのあらゆる手段の検討、③狩猟関係者を確保するための抜本対策)

### 3 各論点の検討

#### (1) 論点1 「長瀬射撃場の必要性について」

##### ア 各射場の現状分析

長瀬射撃場の必要性を検討する上で、まずは、各射場の現状について詳細な検証を行った。

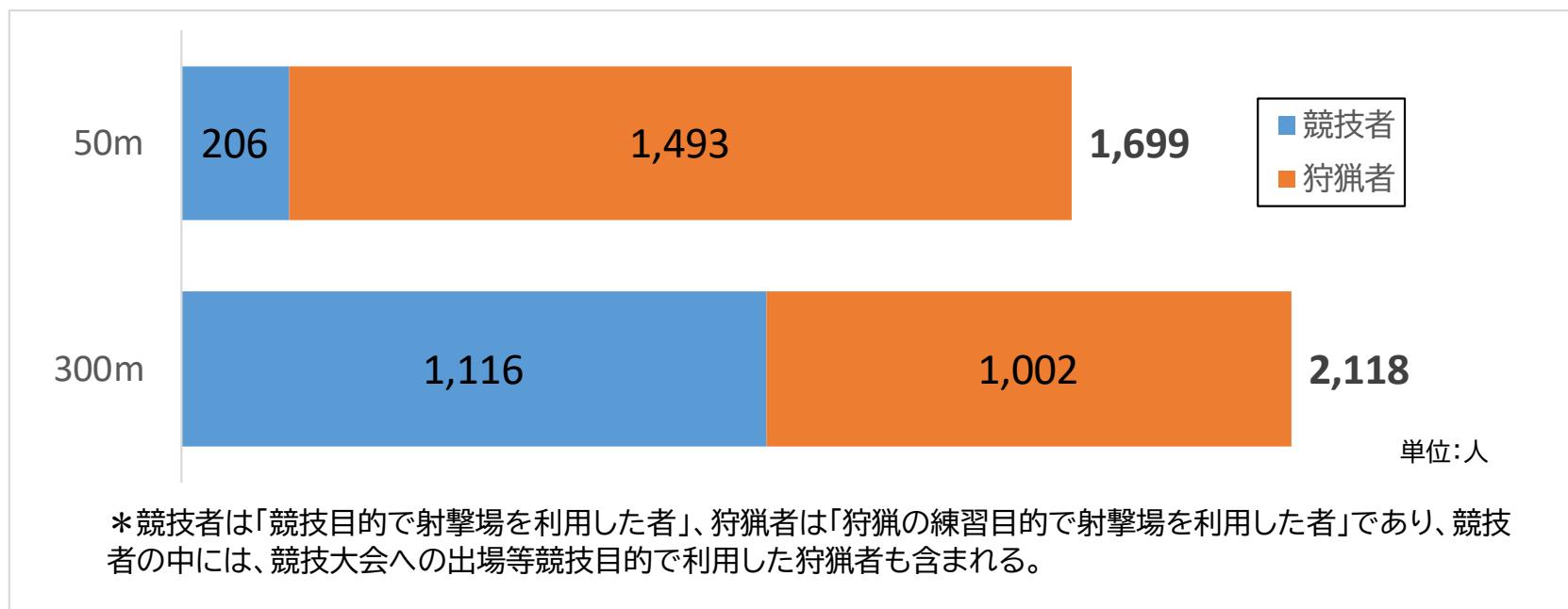
###### (ア) 大口径ライフル射場

###### a 利用者数

大口径ライフル射場の利用者数は、令和3年度が4,037人、令和4年度が4,248人、令和5年度が3,817人（3か月休館）と近年概ね横ばいで推移している。平成11年（4,911人）がピークであるが、その後も4,000人前後の利用者数で安定的に推移している（平成15年（4,228人）、平成25年（4,310人）、平成30年（4,160人））。

大口径のライフル銃の所持許可の主な目的は「狩猟」であることから、狩猟者の利用割合が高い。

図表9 大口径射場における狩猟者・競技者別利用状況（令和5年度）



## b 利用状況

大口径ライフル射場の利用は、狩猟者の技能向上、銃を安全に利用するための教習や講習、競技の3つの目的に分類できる。

狩猟者の技能向上としては、狩猟者個人による練習利用のほか、地元獵友会と連携した射撃大会や、狩猟者の研修会の会場として毎年活用されており、狩猟の担い手確保に貢献している。

### 狩猟者の技能向上を目的とした長瀬射撃場の利用

- 狩猟者による練習利用(R5:延べ2,495名)
- 安全狩猟大会(獵友会)(R5:38名、年1回)
- 共同捕獲実践研修(安全狩猟及び射撃技術向上に関する研修)で捕獲実施に向けた講習及び射撃実習の実施会場として活用 (R5:59名)
- 狩猟免許保持者初級者研修会の実施 (R5:44名)

次に、銃を安全に利用するための教習や講習として、都道府県公安委員会による銃所持許可の取得及び更新にあたり、銃砲刀剣類所持等取締法に定められている教習射撃・技能講習の会場として利用されている。

技能講習は、埼玉県、群馬県の指定会場となっており、ライフル銃の技能講習の県内の会場は長瀬射撃場のみとなっている。

- 教習射撃…獵銃の所持許可のために必要な教習。銃の扱いやマナーを教習射撃指導員から指導を受ける。

長瀬射撃場で扱うライフル銃は、獵銃を所持して継続10年以上の経験が必要になる。

大口径ライフル及び小口径ライフルについて、月2回実施している。

- 技能講習…銃砲刀剣類所持等取締法に基づき、3年に1度、銃の所持許可を更新する際に必要な講習。

長瀬射撃場では月3回(埼玉県2回、群馬県1回)実施している。

競技目的としては、長瀬射撃場が有する射程最大300mの長距離射場は全国でも希少であり、大口径ライフル競技(300m)の全国大会の会場として毎年活用されており、個人の練習利用のみならず、300mライフル射撃競技大会の会場としても幅広く利用されている。

## c 近県との比較

15の射座を有する長瀬射撃場は、他の射撃場と比べ規模が大きく、利用者数は関東近県で首位を維持しており、優位性が高い施設であるといえる。

図表10 近県射撃場における大口径ライフル射場の利用状況及び設備

施設名	利用者数(大口径) (人)			基本情報 射座数
	R3	R4	R5	
1 埼玉県長瀬射撃場	4,037	4,248	3,817	15
2 千葉県射撃場	(2,553)	(3,732)	(3,676)	(10)
3 神奈川県伊勢原射撃場	1,999	2,107	1,981	10
4 茨城県狩猟者研修センター射撃場	1,444	2,040	1,737	(6)
5 栃木県ライフル射撃場	1,221	1,366	1,608	6
6 長野県宮崎総合射撃場	1,222	1,130	1,281	(5)
7 群馬県安中総合射撃場	-	-	-	5
計	12,476	14,623	14,100	

・2の利用者数、2,4,6の射座数は大口径以外の数字を含む。

#### d 結論

大口径射場は狩猟の担い手の育成や、銃の安全な取扱を学ぶ施設としての役割を果たしているとともに、射座数の多さや、射程距離の長さから、他県の射撃場と比較しても優位性が高い施設である。

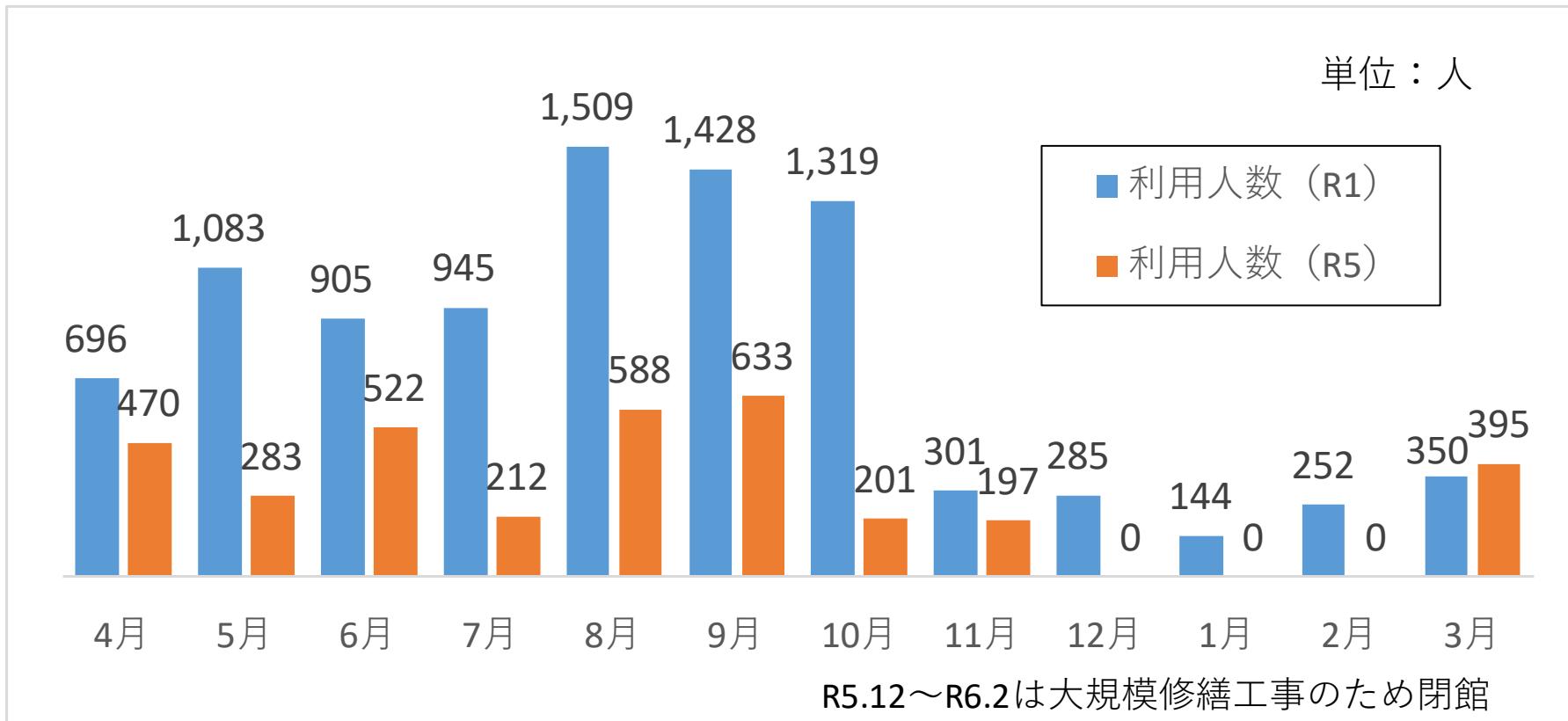
#### (イ) 小口径ライフル射場・エアライフル射場

##### a 利用者数

小口径ライフル射場及びエアライフル射場は、栃木県ライフル射撃場への学生大会の移転により、学生の団体利用を中心に利用者数が大幅に減少している。

また、長瀬射撃場には空調が設置されておらず、暑さや寒さの厳しい時期には体調不良や競技成績の不調等を懸念する声が多く、このことも空調が完備された施設への流出につながっていると考えられる。

図表11 小口径ライフル射場及びエアライフル射場の月別利用状況



## b 利用状況

小口径ライフル射場及びエアライフル射場の主な利用目的はスポーツ競技であり、例年複数の競技大会が開催されている。

令和5年度に複数の学生大会が栃木県ライフル射撃場へ移転をしたが、学生大会が移転すると「大会の開催地で練習し、環境に慣れたい」選手心理から、大会に向けた合宿等の団体利用もセットで移転する傾向がある。

一方、社会人の全国大会、高校生以下の大会等は引き続き開催され、大規模大会の開催地としての需要は継続しており、埼玉県や東京都のライフル射撃協会が主催する大会（図表12）の大半は長瀬射撃場で開催されている。

図表12 小口径ライフル射場及びエアライフル射場での大会開催状況（令和5年度）

大会情報		利用者数	
開催時期	大会名	R1	R5
6月、11月	関東高等学校ライフル射撃競技選抜大会	310	326
8月	国民スポーツ大会関東ブロック大会	288	243
9月	JOC ジュニアオリンピックカップ大会	342	368
10月～11月 (隔年開催)	全日本ライフル射撃クラブ対抗選手権大会	408 (H30)	444 (R4)
計		1,348	1,381

また、大口径ライフル射場同様に、教習射撃の会場となっており、銃を安全に利用するための教習が月2回開催されている。

### c 近県との比較

なお、近隣射撃場の利用者数の推移をみると、長瀬射撃場と栃木県ライフル射撃場を除き大きな変化は見られず、本県と栃木県以外の利用者層は、各射撃場で固定されているものと推測できる。

図表13 近県射撃場における小口径ライフル射場及びエアライフル射場の利用状況及び設備

施設名	利用人数(人) (小口径・エアライフル)			基本情報			
	R3	R4	R5	小口径		エアライフル	
	射座数	標的	射座数	標的			
1 長瀬	4,933	6,361	3,501	50	②音波	51	②音波
2 栃木	1,941	2,572	6,562	28	①光学	31	①光学
3 茨城ライフル	(3,347)	(3,571)	(4,050)	25	①光学	26	①光学
4 千葉	(2,553)	(3,732)	(3,676)	5	③紙	5	③紙
5 神奈川	3,150	3,646	3,399	26	①光学	26	①光学
6 千葉スポーツ	3,122	3,011	2,911	26	②音波	26	②音波
7 茨城狩獵者	(1,915)	(2,193)	(1,894)	6	③紙	7	③紙
8 長野	(1,256)	(1,150)	(1,289)	5	③紙	15	③紙
9 群馬ライフル	951	843	677	26	③紙	26	③紙
10 山梨	692	802	667	25	③紙	39	③紙
11 新潟	541	442	655	8	①光学	16	①光学
12 群馬安中	0	0	0	5	③紙	5	③紙
利用人数計	24,401	28,323	29,281				

#### 【標的の「光学」「音波」の違い】

○光学式電子標的 …光センサー等により、標的面を通過する弾の通過位置（点数）を検出

○超音波式電子標的…超音波センサーにより、標的面を通過する弾の通過位置（点数）を検出

長瀬射撃場は小口径ライフル射場、エアライフル射場とともに50射座を有しているが、国内で50射座を有する射撃場は他に、愛知県、広島県のみであり、25射座前後の近県施設と比較し、大きく上回る規模である。

設備面を比較すると、近県の射撃場のうち、4つの射撃場には最新式の光学式電子標的が整備されている。また、茨城県営ライフル射撃場は平成29年、栃木県ライフル射撃場は令和3年にリニューアルオープンし、エアコンが整備された。

エアコンがなく、旧型の超音波式電子標的を設置している長瀬射撃場は、競技環境の面では見劣りする設備となっており、このことが栃木県の射撃場への利用者の流出につながっている。

【栃木県ライフル射撃場へ会場を移行した主な大会と令和元年度の利用者数】

・東日本学生スポーツ射撃選手権大会	350人
・関東学生スポーツ射撃選手権春季大会	371人
・関東学生スポーツ射撃選手権秋季予選大会	176人
・関東学生スポーツ射撃選手権秋季大会	392人
・関東学生スポーツ射撃新人大会	254人
・全日本学生スポーツ射撃選手権大会	608人
合計	2,151人

【栃木県ライフル射撃場へ会場を移行した主な大会と令和4年度の利用者数】

・東日本学生スポーツ射撃選手権大会	208人
・関東学生スポーツ射撃選手権春季大会	239人
・関東学生スポーツ射撃選手権秋季大会	312人
・関東学生スポーツ射撃新人大会	223人
・東京六大学射撃競技大会（春）	74人
・東京六大学射撃競技大会（秋）	88人
・関東学生スポーツ射撃選手権秋季予選大会	146人（予選会の取止め）
合計	1,290人

d 利用者団体の意見

大会等を運営する利用者団体に現状の評価、優位性、また改善点等を確認した結果は次のとおりである。

【長瀬射撃場の利点】

○射座数の多さ（日本ライフル射撃協会）

- ・他県は国体基準の26射座で整備されている。50射座あるため、予選を別に実施せずに、一度で全国規模の大会実施が可能。
- ・「同時刻」、「同条件」での大会実施が可能であり、短い日程で運営が可能。

○アクセス面・周辺環境の良さ（日本ライフル射撃協会、日本学生射撃スポーツ連盟関東支部）

- ・都内からアクセスが良く、日帰りでの利用も可能。射撃場の近隣に宿泊施設が充実しているため、宿泊時の移動が簡単。
- ・公共交通機関及びタクシーを利用し、射撃場へ行くことも可能である。

（栃木県では大会運営等のため、車両を借り上げる経費の補助(最大20万円)があり、マイクロバスを借りている。）

【各団体の最優先要望】

○エアライフル射場のエアコンの整備（日本ライフル射撃協会）

- ・夏季の大会は、室温が高く(36°C)危険。ユニフォームにより体感温度が5°C程度上昇し、観客も密集するため、熱気がこもる。
- ・長瀬は寒く、冬は使用していない。暖房の使用が可能となれば、他県で実施している大会を持ってくることが可能。

○電子標的の不具合(更新)（日本学生射撃スポーツ連盟関東支部）

- ・正常に稼働しない標的が多く、選手の記録、コンディション、大会運営に影響がでており、学生選手が敬遠している。
- ・設置されている射座のうち、稼働しない可能性のある射座を考慮した大会運営となり、射座数の少ない栃木県と同様の時間を要する。
- ・50射座の電子標的が全て正常に稼働すれば、日本トップクラスの射撃場となり、長瀬に大会も戻す動きになる。

（日本ライフル射撃協会も、常に30~40程度の射座が利用可能なように整備してほしいと意見。）

長瀬射撃場は、「射座数の多さ」と、主要大学がある都内からの「アクセス面」の評価が高く、他の射撃場と比較して優位性がある。

「エアライフル射場のエアコンの整備」については、近年の猛暑期間の長期化を踏まえると、エアコンの不備により更なる利用者の流出が危惧される。

また、学生大会を栃木県ライフル射撃場に移行した日本学生射撃スポーツ連盟関東支部は、「電子標的の不具合が多いこと」が最大の転出要因であると回答するなど、設備面の課題が確認される結果となった。

e 結論

長瀬射撃場は、射座数の多さ、都内からのアクセス面の良さ等から、関東地方における射撃競技の拠点施設として利用されてきたが、学生の大規模大会が移転した結果、利用者数が大幅に減少した。その主な原因是、エアコンや電子標的が新たに整備された栃木県ライフル射撃場に利用者が流出したことによるものである。

#### イ 現状を踏まえた委員からの主な意見

##### (ア) 大口径ライフル射場

- ・狩猟者の育成としての役割を果たしている。狩猟初心者向けの講習は座学のみの講習と、実技のある講習とでは重さが違う。
- ・銃の取り扱いや安全の指導については、埼玉県内では、長瀬射撃場という施設があるから、成り立つものである。
- ・15射座を有することは魅力である。射撃場全体のあり方を考える中で、ここをどのように打ち出すかを考える必要である。
- ・大口径射場の収入が、射撃場の収入の大部分を占めており、大口径射場をどう発展させていくかが大事である。

##### (イ) 小口径ライフル射場及びエアライフル射場

###### 【肯定意見】

- ・射座数が多く、ライフル競技の全国大会を実施する等、他県の人も利用する、価値のある施設。
- ・県内ライフル射撃競技の拠点として、国民スポーツ大会などの上位入賞に貢献している。

###### 【慎重意見】

- ・学生の大会については栃木県で実施しているのであれば、そちらにお任せをするという考えがあつてもいい。
- 利用者数が減少している中で、好調である大口径ライフル射場だけで黒字運営にできないか、検証する必要がある。

##### (ウ) 全体意見

- ・採算が合わないからこそ行政が行う必要があるわけであり、狩猟者を育てることや、スポーツ振興で民間がどうしても出にくいところは、県、国、市町村がお金を出して施設を作っている。もちろん、県の施設なので、県民から理解を得られるように、公共的な意味はしっかりと位置付けて枠組みを作るというのが行政の役割。
- ・公的施設としての存在意義（マイナースポーツの振興、地域振興）を考えたとき、長瀬射撃場の位置づけは重い。
- ・学生の合宿が開催されることは、地元の地域振興、宿泊施設の経済効果の観点からも大きいものである。「射撃の関係者がこないならば、旅館は閉鎖しようと思っている。」という宿泊施設もある。
- ・これだけクマが出る、シカが出る、イノシシができるようになると、（若者の）意識も随分変わってきているので、世代交代というか、次の人に募集するという意味でも、（狩猟に）応募される方がきっと増えると思う。そういったときに、この施設があるということは非常に意義が

あるし、それにどうつなぐかということ。

#### ウ 施設の必要性及び廃止による影響について

公の施設としての役割を果たすことができるかという観点から、「(ア) 射撃に関する技能の向上」「(イ) 銃による事故の防止」「(ウ) 射撃競技の振興」の3つの設置目的を踏まえ、施設の必要性や仮に廃止となった場合の影響について、次のとおり整理を行った。

#### (ア) 射撃に関する技能の向上

対象者	現状	施設の必要性・廃止による影響
狩猟者	・練習等の利用 (R5:2,495人) ・初級者研修会の実施 (R5:44人)	狩猟者の減少と高齢化が進む中、経験の浅い若手狩猟者の育成と狩猟技術の向上、技術継承の場としての役割がますます高まっている。 施設がなくなった場合、狩猟者の技術継承を行う拠点がなくなり、県内狩猟者の射撃技能が低下する。 その結果、狩猟者による鳥獣の個体数調整が難しくなり、野生鳥獣の数が増加し、自然環境や農林水産業の被害が今よりも増大する。
競技者	・練習等の利用 (R5:4,823人) ・県協会主催大会実施 (R5:10回開催)	県ライフル射撃大会の会場として活用されており、県内射撃競技者の技能向上に寄与している。埼玉県は、国体成績が全国でも上位であり、施設がなくなった場合、現状からの後退が懸念される。 *R6ライフル射撃競技国体成績…天皇杯(3位)、皇后杯(4位)

#### (イ) 銃による事故の防止

対象者	現状	施設の必要性・廃止による影響
狩猟者 競技者	・銃刀法に基づく 技能講習 (R5:104人) ・教習射撃の実施 (R5:7人)	銃の所持許可を受けた人や、銃の許可証を更新する際に必要な講習の実施会場となっている。 正しい銃の取り扱いや、安全な射撃について講義を受ける場として必要。 ライフル銃、ハーフライフル銃の技能講習射場として県警に指定されている県内会場は長瀬射撃場のみであり、銃による事故防止対策が後退することにより、銃による事故発生リスクが上がる懸念がある。

## (ウ) 射撃競技の振興

対象者	現状	施設の必要性・廃止による影響
狩猟者 競技者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国大会、 関東大会の開催 (R5:3回)</li> <li>・初心者講習会の実施 (R5:75人)</li> <li>・長瀬射撃場杯の実施 (R5:37人)</li> </ul>	<p>300m大口径射場は、国内には北海道のほか長瀬射撃場しかなく、大会会場として必要。小口径、エアライフルの射撃場は50射座を有する。50射座は国内3か所(長瀬、愛知、広島)しかなく、ライフル射撃競技の全国大会や関東大会等の大規模大会の開催ができる貴重な施設。射撃場がなくなった場合、国内のライフル射撃競技に大きな影響を及ぼす。また、県内の高校ライフル競技・社会人のライフル競技が開催されており、競技普及や練習拠点としての役割を果たしている。</p> <p>仮に、スポーツ射撃競技者が利用するエアライフル射場と小口径射場のみを廃止した場合、利用料金収入は約2割減、維持管理費用は約1割減と試算しており、収支の悪化が見込まれる。</p>

### エ 長瀬射撃場の必要性について

ここまで論点を整理すると、

- ・長瀬射撃場は県内唯一の公設射撃場として狩猟者育成・射撃競技両面から存在意義が高い。
- ・大口径射場は猟銃者の技能向上の場としても役割が大きい。
- ・小口径・エアライフル射場は全国屈指の規模を誇る価値のある施設である。
- ・長瀬はアクセスや周辺環境といった地の利も良く、現状でも関東で上位の利用数を維持している。

と言え、引き続き必要性は高い施設であるといえる。

### (2) 論点2「長瀬射撃場の収支改善策について」

長瀬射撃場を継続して運営する方針となった場合、赤字が続いている収支を改善させる必要がある。

#### ア 収入の改善策について

長瀬射撃場の利用者数減少の大きな要因は、エアコンや最新の電子標的を有する栃木県ライフル射撃場に学生大会が移行したことである。このため、エアコンの設置及び最新の電子標的の整備による収支改善効果を検証した。

図表14 施設整備及び収入改善効果

エアコンの設置		電子標的の更新		
整備内容	エアライフル射場内	小口径24台・エア26台 国体規格・3日間	小口径・エア 各35台 全国大会・2日間	小口径・エア 各50台 全面改修
施設整備による効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>冬季大会の誘致 暖房利用により、冬季に他県で実施されている大会が誘致可能。</li> <li>夏季の社会人利用回復 暑さにより夏季の利用を見送っていた社会人の利用回復が見込まれる。</li> <li>夏季利用団体の利用継続 熱中症リスクの軽減等により、現在夏季に利用している団体、大会運営の負担軽減となるため、今後の利用継続が見込まれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>転出大会の呼び戻し 栃木県ライフル射撃場と同等規模の設置台数となり、周辺環境やアクセス面から転出大会の呼び戻しが可能。</li> <li>学生利用の回復 大会の実施により、合宿等の学生利用増加が見込める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>転出大会の呼び戻し 近県射撃場を上回る規模の設置台数となり、転出大会の呼び戻しが可能。</li> <li>学生利用の回復 大会の実施により、合宿等の学生利用増加が見込める。</li> <li>学生全国大会の運営環境改善 長瀬射撃場の利点である「射座数の多さ」を維持できるため、大規模大会を効率的に運営することが可能となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフル射撃競技の一大拠点として整備 「射座数の多さ」、「標的設備」について、全日本トップクラスの施設となる。</li> <li>国際大会の誘致 射座数の多さにより、更なる運営の効率化が可能となり、国際大会を誘致できるが可能性が高まる。</li> </ul>
収入改善効果	800千円／年	3,000千円	～	6,700千円／年
	<ul style="list-style-type: none"> <li>冬季に大会が新たに誘致可能(1大会約40人)a</li> <li>夏場の利用が増加(約560人)b</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>栃木県に移行した関東学生大会の呼び戻し(1,000人)c</li> <li>学生の練習利用・合宿増加が見込まれる(1,000人)d</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>栃木県に移行した関東学生大会及び学生全日本大会の呼び戻しが可能(1,700人)e</li> <li>学生の練習利用・合宿の回復が見込まれる(2,000人)f</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>栃木県に移行した関東学生大会及び全日本大会の呼び戻し(1,700人)e</li> <li>学生の練習利用・合宿が回復(2,000人)f</li> <li>国際大会の誘致(1,300人)g</li> </ul>

日本ライフル射撃協会は「エアコンの設置」を望んでいることから、試算に当たっては「一般（社会人）」の利用者数を用いた。  
また、日本学生射撃スポーツ連盟関東支部は「電子標的の更新」を望んでいることから、国体規格・全国大会規格の試算に当たっては「学生」の利用者数を用いた。

\*収入改善効果は県職員による試算であり、今後詳細に検討する必要がある。

## 【1 利用者数増加見込の根拠】

R4 から R5 にかけて減少した「①学生 7 大会の利用者数」と「②小口径・エアライフル射場の利用者数」をもとに積算。

### 積算方法

- ①R4 から R5 にかけて減少した学生 7 大会の利用者数 (R5 は他県で開催) 1,290 人 (皆減)
- ②R4 から R5 にかけて減少した小口径・エアライフル射場の利用者 2,860 人 (大会参加者を含めた利用者の減少数)  
①・②から、大会が戻ると練習や合宿などにより、大会利用者の 2.21 倍 (2,860/1,290) が全体として増えると試算

### (1) エアコンの設置

- a : 栃木県で 2023.12・1 月に実施されている大会参加者数 = 43 人 ≈ 40 人
- b : R1 から R5 にかけて減少したエアライフル射場一般 (社会人) 利用者の呼び戻し = 573 人 ≈ 560 人 (a との合計が 600 人になるよう切捨て)

### (2) 国体規格の試算

- c : 1,290 (R4 に開催された学生 7 大会) - 146 人 (関東学生大会が秋の予選を取りやめたことによる減) = 1,144 人 ≈ 1,000 人 (大会利用者)
- d : c (1,000 人) × 2.21 倍 (関東学生大会により増加する利用者数) - c (1,000 人) ≈ 1,000 人 (練習や合宿での利用者)  
\* 規模縮小などを考慮し少なく見積もる。

### (3) 全国大会規格

- e : 1,144 人 (a の実数) + 608 人 (R1 に開催された全国大会) = 1,752 人 ≈ 1,700 人 (大会利用者)
- f : e (1,700 人) × 2.21 倍 - e (1,700 人) ≈ 2,000 人 (練習や合宿での利用者)

### (4) 全国大会規格・全面改修の試算

- g : 効率的な運営が求められる国際大会として、2022 ドイツ・ズール大会 (参加者 500 名以上) と 2022 アゼルバイジャン・バクー大会 (700 名) の利用と同規模を見積もる。

## 【2 利用料金増加見込の根拠】

利用者一人当たり平均単価と利用者の増加見込数もとに積算。

### 積算方法

- ①R4 から R5 の小口径・エアライフルの利用者減 2,860 人
- ②R4 から R5 の減収額 3,812,075 円  
①・②から、1,333 円/人 (3,812,075 円 ÷ 2,860 人)  
  
800 千円 ≈ (40 人 + 560 人) × 1,333 円  
3,000 千円 ≈ (1,000 人 + 1,000 人) × 1,333 円  
6,700 千円 ≈ (1,700 人 + 2,000 人 + 1,300 人) × 1,333 円

エアライフル射場のエアコン設置によって、「夏季の練習環境の改善」や、現在利用が少ない「冬季の利用促進」につながる効果があると考えられる。

電子標的については、栃木県ライフル射撃場に移転した学生大会を主催する「日本学生射撃スポーツ連盟関東支部」からは「正常に稼働しないことが多い現在の超音波式電子標的では、大会運営、選手のコンディションへの影響があることから「電子標的の更新」が最優先の改善事項」との意見があり、転出大会の呼び戻しには、電子標的の更新が最も効果的であり電子標的の整備台数が多いほど収支改善効果が大きくなると考えられるが、赤字解消までは至らない。

設備の改修に伴い増加するランニングコストの回収にあたっては、利用料金の増額等、受益者負担の観点からも検討が必要であり、競技施設の設備の改修が主になるため、委員からは「受益者負担を強めていくという形が必要ではないか」との意見もあった。

なお、長瀬射撃場で大規模大会を開催している日本ライフル射撃協会は「夏場の室温が高く危険なこと」から、「空調の整備が最優先事項」と回答しており、環境が改善されない場合、大会がさらに他県へ移行するおそれがある。

このほかの主な意見は次のとおり。

- ・施設が良くなつたという情報は大学生や射撃部がある高校の先生に広がるため、大会が戻り、利用者増加が見込める。
- ・長年にわたり広島県射撃場で開催されてきた国内最大の高校生の全国大会を長瀬射撃場に誘致できる可能性があり、収益面の改善や、宿泊、バスの運行、購買活動などによる地域に対する経済効果も期待できる。
- ・設備の修繕は必要。そうでないと運営に支障が出る。
- ・設備を改修して、競技者と狩猟者それぞれが集まる環境づくりや仲間を増やす事ができる仕組みが必要。その上で、射撃場に人が集まる仕組み、お金が落ちる仕組みをどうやって作っていくのか考える必要がある。
- ・施設整備により利用者が増加した場合、宿泊など地域経済への波及効果はある。観光協会や商工会に働き掛け、更に効果が上がるよう取り組むことができる。
- ・例えば、稼働状況の低い平日は価格を下げるなど、観光面も含めて団体利用を促す等のアプローチがあつてもよい。
- ・将来の狩猟の担い手を確保するために、都市部を含めた県内の高校に射撃部を創設するなど、県を挙げて射撃を推進してもよいのではないか。

#### **イ 支出の改善策について**

これまで敷地内の樹木を指定管理者自ら剪定するなど、経費を切り詰め、できる限りの支出削減は行っている。また、支出の半分を占める人件費については、給与を削減することは時流に合わないとの意見があり、更なる支出の削減は困難と思われる。

委員からの主な意見は次のとおり。

- ・1人あたりの人件費を絞るという考え方にはそぐわない。  
逆に従業員への人件費を増やすような考え方を持っていかなければ厳しい。

#### **ウ 大口径ライフル射場のみで運営した場合の検証**

利用者数が大幅に減少している小口径ライフル射場及びエアライフル射場について、継続して運営していくべきなのかという委員からの問題提起を踏まえ、仮に、利用者数が安定的に推移し、収入の大部分を占める大口径ライフル射撃場のみの運営とした場合に、どのような経営となるのか検証を行った。

##### **(ア) 収入分析**

県からの指定管理料を同額と仮定して検証した。

図表15 大口径ライフル射場のみの運営とした場合の収入

項目	R5実績	大口径のみの試算
金額	金額	
委託料	7,872,026	7,700,000
施設使用料	17,834,710	15,179,780
ライフル標的売上	1,219,210	1,250,000
装弾売上	5,224,770	3,819,151
教習射撃料	163,120	283,040
技能講習料	723,410	0
賠償保険料	734,100	424,800
清涼飲料	147,665	84,960
電子標的使用料	1,081,200	0
その他売店売上	1,259,043	378,072
営業外収入	168,035	168,035
計	36,427,289	29,287,838

→

**大口径のみの運営になった場合の影響試算**

\*大口径利用者が令和4年度利用者数(4,248人)と同様であると仮定する。

\*R5は3か月の休業があったため、R4実績をベースにて積算。

- ・施設利用料・装弾売上等
  - … 大口径に係る分にのみ縮減。(4,248人)
- ・教習射撃料
  - … 大口径に係る分にのみ縮減。(12人／18人)
- ・技能講習料、電子標的使用料
  - … 大口径以外に係るものであるため、皆減。
- ・その他収入(賠償保険料、清涼飲料、売店売上)
  - … 射撃場利用者の現状により、縮減。

長瀬射撃場が大口径ライフル射場のみの運営となった場合、小口径ライフル射場及びエアライフル射場に係る施設利用収入、教習射撃に係る小口径ライフル射場に係る収入、小口径ライフル射場とエアライフル射場で実施している技能講習料や電子標的使用料は全てなくなり射撃場全体に係る収入は現状の約3,600万円から約2,900万円へと80%程度に減少する。

\*収入分析は県職員による試算であり、今後詳細に検討する必要がある。

## (イ) 支出分析

支出についても同様に分析を行った。なお、人件費は、別途分析することとし、その他の影響について検証を行った。(図表16)

図表16 大口径ライフル射場の運営とした場合の支出

R5実績	大口径のみの試算
項目	金額
標的・装弾仕入れ	5,894,309
人件費	23,413,782
委託費・外注費	457,445
通信費	477,399
水道光熱費	6,022,982
旅費交通費	492,647
印刷・広告宣伝費	260,612
事務用品費	106,246
刊行物費	2,000
備品・消耗品費	1,196,541
保守管理費	2,522,430
修繕費	543,200
研修費・諸会費 リース料・支払手 数料・減価償却費	848,580
保険料	127,020
租税公課	216,600
減価償却費・雑費	149,368
消費税	1,646,904
計	44,378,065
	金額
	4,151,737
	23,413,782
	457,445
	477,399
	4,697,926
	492,647
	195,459
	106,246
	2,000
	406,541
	2,522,430
	543,200
	848,580
	127,020
	216,600
	149,368
	1,235,178
	40,043,558



### 大口径のみの運営になった場合、減少する支出

- ・標的・装弾仕入れ代
  - … 大口径に係る分にのみ縮減。(R4実績ベースで積算)
- ・水道光熱費
  - … 小口径・エアライフル閉鎖により、75%程度に費用抑制。
- ・印刷・広告宣伝費
  - … 学生団体への周知に係る費用等削減で75%程度に費用抑制。
- ・備品・消耗品費
  - … 電子標的の備品・消耗品(約79万)が削減。

### 大口径のみの運営になった場合も、概ね維持される支出

- ・通信費、事務用品費、研修費、手数料等
  - … 射場の営業の有無に関わらず要する事務的経費。
- ・委託費・外注費、保守管理費
  - … 営業を取りやめても、射撃場内の施設管理や設備の維持に要する経費は継続して必要となる。

大口径ライフル射場のみの運営となった場合、小口径ライフル射場やエアライフル射場の運営に必要な消耗品費や標的・装弾等の仕入れに係る経費のほか、施設の規模縮小に伴う運営費（水道光熱費）、小口径ライフル射場やエアライフル射場の利用者確保のために要している印刷・広告宣伝費の減が見込まれる。

一方、射場の営業の有無に関わらず必要となる事務的な経費、射撃場の施設管理や設備の維持に要する経費は、営業を取りやめた場合も、美化景観や安全性を確保する観点から維持・管理を行う必要がある。そのため、大口径ライフル射撃場のみの運営とした場合、射撃場全体に係る支出は現状の約4,400万円から約4,000万円へと90%程度の減少にとどまると分析される。

\*支出分析は県職員による試算であり、今後詳細に検討する必要がある。

#### (ウ) 結論

大口径ライフル射場だけで運営する場合、収入は現状の80%、支出は現状の90%に減少し、収支は11,241千円の赤字となり、現状から悪化すると見込まれる。

#### (エ) 人件費の見直しを含めた分析

現在、長瀬射撃場は、7名の職員で運営しているが、埼玉県公安委員会の指定射撃場として、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の2に規定する射撃場を管理する者（以下「管理者」という。）を1名、従業員の中に置いている。

長瀬射撃場の業務は、窓口・電話対応、施設の整備・管理業務が主であるが、射撃場内の敷地が広大で管理労力が膨大であることや、複数の利用者に同時に対応を行うには、複数人のスタッフの配置は必須であり、非常時対応や職員の休暇を考慮した場合、最低でも4名の職員を配置する必要があると考えられる。

仮に現行7名体制から4名体制に見直すとして人件費を削減した場合、収支は現状の約1,100万円のマイナスから約700万円のマイナスとなり、若干の収支改善につながるもの黒字運営とはならない。

図表17 長瀬射撃場の職員体制の検証及び支出試算

**長瀬射撃場の職員及び業務**

職員	週あたり 勤務時間	業務	総人件費を 職員の週当たり 勤務時間で按分
場長(非常勤)	8時間	射撃場の指定管理業務運営の統括	955,665円
場長代理(常勤)	40時間	射撃場の指定管理業務全般に関すること (主に営業、経理事務)	4,778,323円
管理者	40時間	射撃場の指定管理業務全般に関すること (主に施設管理、銃砲や実包関係業務)	4,778,323円
庶務・業務担当	40時間	射撃場の指定管理業務全般に関すること (主に営業、経理事務)	4,778,323円
庶務・業務担当	40時間	射撃場の指定管理業務全般に関すること (主に施設管理、教習射撃、技能講習)	4,778,323円
臨時職員	14時間	清掃・植栽管理、除草・除雪等の場内整備	1,672,413円
臨時職員	14時間	清掃・植栽管理、除草・除雪等の場内整備	1,672,413円

人件費に計上される経費…職員給与、賞与、法定福利費、福利厚生費、退職給与引当金

**支出試算（大口径のみの運営）**

	人件費 同額 の場合	人件費 常勤4人 の場合	*支出計= 36,228,543円 ・人件費 (19,113,292円) ・その他支出 (17,115,251円)
積算収入	29,287,838円	29,287,838円	
積算支出	40,529,033円	36,228,543円*	*常勤職員4人の人件費 =計 19,113,292円 (4,778,323円／人 × 4人)
収支	▲ 11,241,195円	▲ 6,940,705円	

以上から、大口径ライフル射場のみでの運営を行った場合でも収支はマイナスとなる。大口径ライフル射場の利用者は、現在4,000人前後を維持できているが、利用者の大半を占める狩猟者が全国的に減少傾向である中、今後、新たな利用者増加策やリピーターの獲得を行っても、利用者の拡大には限界がある。長瀬射撃場の運営は、大口径ライフル射場のみの収入では成り立たず、小口径ライフル射場やエアライフル射場の運営、収入を確保することにより経営改善を進めることが妥当と考えられる。小口径ライフル射場やエアライフル射場の利用者の減により、射撃場の収支が悪化している状況を踏まえ、まずはこれらの利用者の回復が急務である。

\* 人件費の見直しを含めた分析は県職員による試算であり、今後詳細に検討する必要がある。

## エ 指定管理料について

長瀬射撃場の指定管理料は、平成18年の指定管理者制度移行当初からほぼ同額の料金設定となっているが、近県の施設と比べ利用者1人当たり費用が極端に少なく、事業運営に必要となる十分な財源を確保できているとは言いがたい。近年は、利用者減に伴い収入が減少する中、支出削減も限界があり、赤字幅が増大している。射撃場の経営は、利用者が銃保持者に限定されるという特殊性から収益を上げることが難しく、近県においても民間企業の参入例はなく、獵友会等が運営主体となっているケースが多いが、仮に事業主体を見直すこととなった場合も、県からの委託料が現行の指定管理料と同水準であった場合、黒字経営を実現することは現実的ではない。このため、事業主体の如何に関わらず、少なくとも収支均衡を実現できるレベルまで県からの支出を見直す必要があると考える。

図表18 指定管理料の他県射撃場との比較

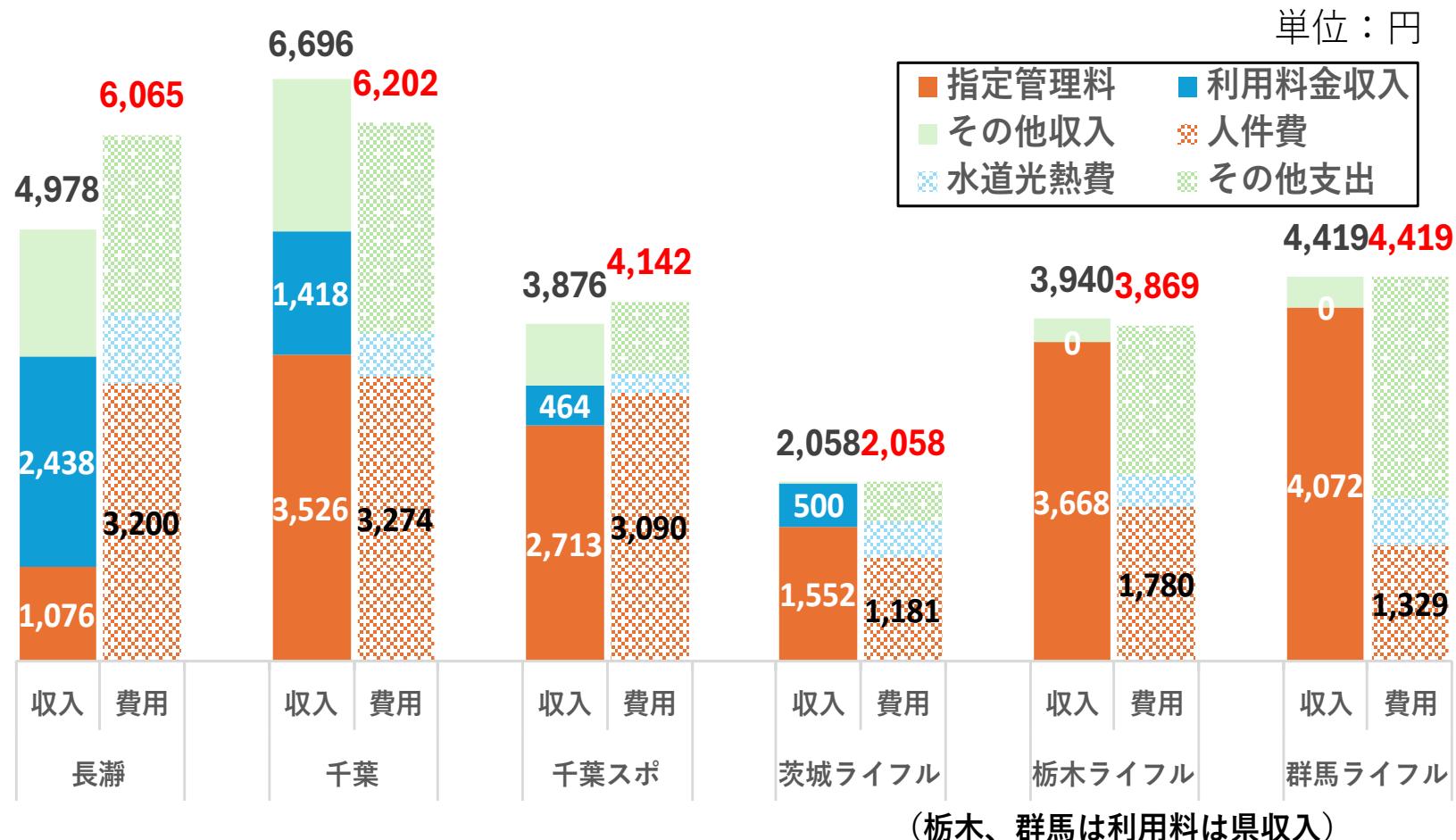
主な収入		指定管理料 + 利用料金収入				指定管理料のみ	
射撃場名	長瀬	千葉県射撃場	千葉県スポーツ	茨城県ライフル	栃木県ライフル	群馬県ライフル	
(①/②) 利用者1人あたり 指定管理料	1,076円	3,526円	2,713円	1,552円	3,668円	4,072円	
①指定管理料	7,872千円	12,640千円	9,000千円	6,283千円	29,964千円	2,850千円	
②利用者数	7,318人	3,585人	3,318人	4,050人	8,170人	700人	

長瀬 … 指定管理料のうち5,106千円はクレー射撃場跡地用地のメガソーラー発電事業への貸付料収入で賄われている。

栃木 … 施設利用料は、R5までは県収入(8,950千円)、R6年度から利用料収入(R6指定管理料:24,362千円)。

群馬 … 施設利用料は県収入。

図表19 利用者1回当たりの収入・支出 近県比較



## オ 指定管理者による収支改善策について

「利用者離れ」の主因として改善要望の多い「場内の暑さ・寒さ」「旧式の電子標的（故障等が多い）」を踏まえ、「エアコン設置」「電子標的更新」により、利用者の回復を図ったとしても、これだけでは赤字の解消には至らないため、これに加えて、新たな自主事業や既存事業の拡充など指定管理者による収入改善の取組が求められる。

また、収入の多くは利用料金収入が占めており、利用ニーズに合わせた利用料金体系の見直しや、設備更新に伴う利用料の増額等、適切な収支となるよう、検討する余地がある。

なお、委員からの主な意見は次のとおり。

### 【利用者の裾野を広げる取り組み】

- ・環境教育やアウトドアムーブ等との連携により利用者を増やすことを考えてはどうか。
- ・狩猟者が素人から育っていく過程で施設に何ができるのか、長瀬の役割を打ち出す事ができればよい。
- ・ビームライフル体験の拡充や初心者向け体験会の実施など、射撃人口の裾野を広げる活動が必要。
- ・ジビエの振興など射撃に関連した楽しめる要素を取り入れることにより、狩猟に興味を持つ新たな利用者を獲得する取組を行ってはどうか。
- ・わな猟の需要が高まっていることを踏まえ、長瀬の自然環境を生かしたわな猟に関する体験プログラムを設けるのはどうか。
- ・団体利用を取り戻すだけでなく、わざわざ訪れたくなる場所としての魅力を高めることが肝要であり、民間団体や一般事業者等のサポートを得るなどし、狩猟者・競技者双方の裾野を広げ、また両者をつなぎ狩猟人口の拡大にも資するような取り組みを創出、実行することが必要。

### 【地域との連携による取り組み】

- ・公の施設としては、地域のネットワークの中に入って、地域全体としての施設の価値を高める取組が必要である。
- ・地元自治体と連携し、宿泊や飲食などを組み合わせたパッケージツアなどを企画するのはどうか。
- ・地元の商工会や観光協会とも連携し、イベントやPR活動などを共同で行うのはどうか。

### (3) 論点3「長瀬射撃場の施設整備の方向性について」

エアコンの設置や最新式の電子標的の整備には多額の県費を投じることになるため、費用対効果の観点も含め、施設整備の優先順位について検討した。

#### ア 委員からの意見

##### (ア) エアコンの設置について

- ・近年の気温上昇という環境変化の中、公共施設でエアコンがないところはほとんどない。  
気候状況が変化しているため、まさしく命にかかる。施設を運営するのであれば、熱中症対策として必ず整備するべきである。
- ・エアコンがない中の夏場の大会では、暑さに耐えられず体調不良者が続出していると聞く。体調不良のため、試合を途中棄権する者もいるようである。

##### (イ) 電子標的の整備について

- ・大会に支障が出る程度の設備しか準備できない、劣化が修理できないということであると、公の施設として問題がある。
- ・少子化の中、今後学生の数も減ることが推測される。施設整備後も利用者を確保するには、競技人口を維持していく仕組みがないと厳しい。

##### (ウ) バリアフリー化について

- ・射撃競技に使用する用具、競技者が持参する荷物(ライフル、ジャケット、スーツケース等)はかなりの重量があり、女性選手がエアライフル射場のある2階まで階段で持っていくのは体力的に厳しく競技にも影響がある。エレベーターの整備が必要でないか。近県の射撃場もバリアフリー仕様になっている。

##### (エ) 費用負担について

- ・外部財源等の利用により、整備費用の軽減を図る必要がある。
- ・クラウドファンディングやふるさと納税等を活用し、長瀬射撃場を応援したい人に寄付をお願いしてはどうか。

## **イ 施設整備の優先順位について**

施設整備について同時期に全てに着手することは財源確保の面でも困難と考えられるため、各施設整備の緊急性や費用対効果などを考慮して優先順位を検討した。

### **【エアライフル射場へのエアコンの設置】**

利用者の安全・安心の観点からも、エアコンの整備は不可欠である。現在も、夏場の大会で体調不良となり途中棄権する利用者が生じている。長瀬射撃場で大規模大会を主催する団体からも導入の要望が出ており、エアコンの設置がなく夏場の大会環境が改善されない場合は、今後の更なる利用者減少につながるおそれがある。直近10年以内に整備された近県の射撃場のエアライフル射場は、いずれもエアコンを整備しており、射撃場の運営にあたっては必要な設備と言える。

### **【電子標的の整備】**

標的は射撃競技に欠かせない設備であり、競技運営に支障がないよう整備しなくてはならない。

現在、長瀬射撃場は小口径ライフル射場が50射座（うち電子標的42台）、エアライフル射場が51射座（うち電子標的45台）と、射座数の多さから、大規模大会の運営環境が優れていると評価されており、その利点を生かす上でも電子標的の導入が効果的である  
一方、電子標的の整備には多額の費用を要することから、費用対効果の観点を踏まえ、適切な規模（台数）の更新とする必要がある。

図表20 電子標的の整備台数とその効果

評価点 更新台数	更新しない		小口径24台 エア 26台		小口径35台 エア 35台		小口径50台 エア 50台	
			国体規格		全国大会規格		全面改修	
利用者の增加	×	0人 電子標的の不具合を理由に他県射撃場へ転出した学生利用者の回復は見込めない。	○	2,000人 *1 電子標的の不具合を理由に他県射撃場へ転出した学生利用者の回復が見込めるが、現在開催されている大規模大会の実施に影響を及ぼす。	◎	3,700人 *2 電子標的の不具合を理由に他県射撃場へ転出した学生利用者の回復、全日本大会の呼び戻しが見込める。	◎	5,000人 *3 電子標的の不具合を理由に他県射撃場へ転出した学生利用者の回復、全日本大会の呼び戻し、国際大会の誘致が期待できる。
射撃場の価値	×	近県の射撃場が光学式電子標的を使用しているため、劣ることとなる。	○	光学式電子標的を設置する近県射撃場と同等の規模となる。全国大会を行う他県射撃場と比較し規模が縮小される。	◎	長瀬射撃場の利点である「射座数の多さ」を維持できるため、大規模大会を効率的に運営することが可能となる。	◎	「射座数の多さ」、「標的設備」について、全日本トップクラスの施設となる。
その他影響	-	現状の光学式電子標的は、本体は販売終了。交換部品も販売終了予定。将来的に電子標的の利用ができなくなる。	-	長瀬射撃場の利点であった「射座数の多さ」が維持できなくなる。	-	更新を行わない射座の活用方法を検討する必要がある。	-	全日本規模の大規模大会が開催される場合を除き、稼働状況に見合わない設備となる可能性がある。
収入改善効果	×	0円	○	3,000千円～6,700千円				

\* 1 : 栃木県に移行した関東学生大会（1, 000人）+学生の練習利用・合宿増加（1, 000人）

\* 2 : 栃木県に移行した関東学生大会及び全日本大会（1, 700人）+学生の練習利用・合宿増加（2, 000人）

\* 3 : \* 2 +国際大会の誘致（1, 300人）

収入改善効果は県職員による試算であり、今後詳細に検討する必要がある。

### 【バリアフリー化】

長瀬射撃場は、4階建てからなる「クラブハウスと大口径射場」、2階建ての「小口径射場とエアライフル射場」の2つの建物で成り立っているが、エレベーターの設置がなく、どちらも階段での移動が必須となっている。

車いすの利用者は、現在、指定管理者のスタッフが利用者を抱えて階段を移動しているが、近年のライフル競技大会は、健常者・障がい者が同日・同場所の同時開催で実施する「共生大会」を実施する傾向にあり、バリアフリー化への要請は強まっている。また、健常者についても、女性が重い荷物を持って階段を昇り降りすることは体力的に厳しい意見があり、長瀬射撃場が多くの利用者に選ばれるためには、誰もが安心して利用できる施設づくりを進めていく必要がある。

### 【優先順位】

施設の整備に当たっては、緊急性や費用対効果の観点を踏まえ、

- ①熱中症などの危険から利用者の健康を守り、利用者の更なる流出を防ぐエアコンの設置
  - ②利用者の増加と収入の改善に効果の高い電子標的の段階的な更新
  - ③誰もが利用しやすい施設となるようエレベーターの設置によるバリアフリー化の実現
- の順で段階的に実施していくことが望ましい。

#### ウ 整備に当たっての外部財源の活用について

エアコンの導入、電子標的の更新とも多額の整備費用を要することから可能な限りの外部資金等を活用することが求められる。

施設の整備にあたり、活用可能と考えられる交付金、補助金制度については、次のとおりである。

##### 【エアコンの整備(スポーツ振興くじ)】

・事業名 地域スポーツ施設整備助成(スポーツ施設等整備事業)

助成対象 都道府県・市町村等

対象事業 スポーツ競技施設等の整備

内 容 次に掲げる地域住民の身近なスポーツ活動の場となる競技施設の新設、改修又は改造事業のうち、1件当たりの助成対象経費の合計額が10,000千円以上のもの

(⑦屋内競技施設における空調設備の整備事業(空調本体整備の設置を伴うものに限る。))

助成対象経費 屋内空調設備…空調設備の整備に要する経費及びその関連工事費

限度額 補助対象経費 30,000 千円(助成額は20,000 千円) ・補助率3分の2

##### 【電子標的の整備(スポーツ振興くじ)】

・事業名 地方公共団体スポーツ活動助成(地域スポーツ活動推進事業)

助成対象 都道府県・市町村

対象事業 大型スポーツ用品の設置

内 容 1個、1組又は1セットの希望小売価格が100万円以上のスポーツ用品を地域の公共スポーツ施設に設置する事業であること。

限度額 補助対象経費 7,500 千円(助成額は 6,000 千円) ・補助率5分の4

このほか、クラウドファンディングやふるさと納税等の制度を活用し、利用者団体の関係者や長瀬射撃場を応援したい人等に直接支援を呼びかける等、交付金や補助金の活用に加え、財政負担を軽減する方策についても検討する必要がある。

#### (4) 論点4「指定出資法人あり方検討委員会からの提案について」

令和7年3月に「指定出資法人あり方検討委員会」から、県に対して提言が提出された。その中で、長瀬射撃場の指定管理者である「株式会社秩父開発機構」に対しては、

- ①法人は事業からの撤退を、県は今後の施設のあり方を検討すべき
  - ②埼玉県においては、利用者1回当たりの利用に対する管理運営費用の妥当性を検証するなどした上で、まずはより効果的・効率的となる運営方法についてあらゆる手段を検討されたい。
  - ③当該施設は狩猟関係者の技術向上の一端を担う面がある一方、今後、狩猟関係者の減少に伴う施設利用者数の減少は避け難いこと、施設の維持だけではなく狩猟関係者を確保するための抜本的な対策が求められる。
- との提言がなされたことを踏まえ、各事項について検討した。

##### ア 法人は事業からの撤退を、県は今後の施設のあり方を検討すべき

現在の指定管理者である秩父開発機構（以下「機構」という）が撤退した場合、新たな受託先の開拓が必要となるが、射撃場の運営は利用者の特殊性から収益をあげ、営利を追求することは難しい。このため、他県においても獵友会等が運営主体となり、指定管理料による収支均衡を前提とした運営がほとんどであり、現行の指定管理料の水準で長瀬射撃場の管理運営を受託する企業・団体を見つけることは困難である。

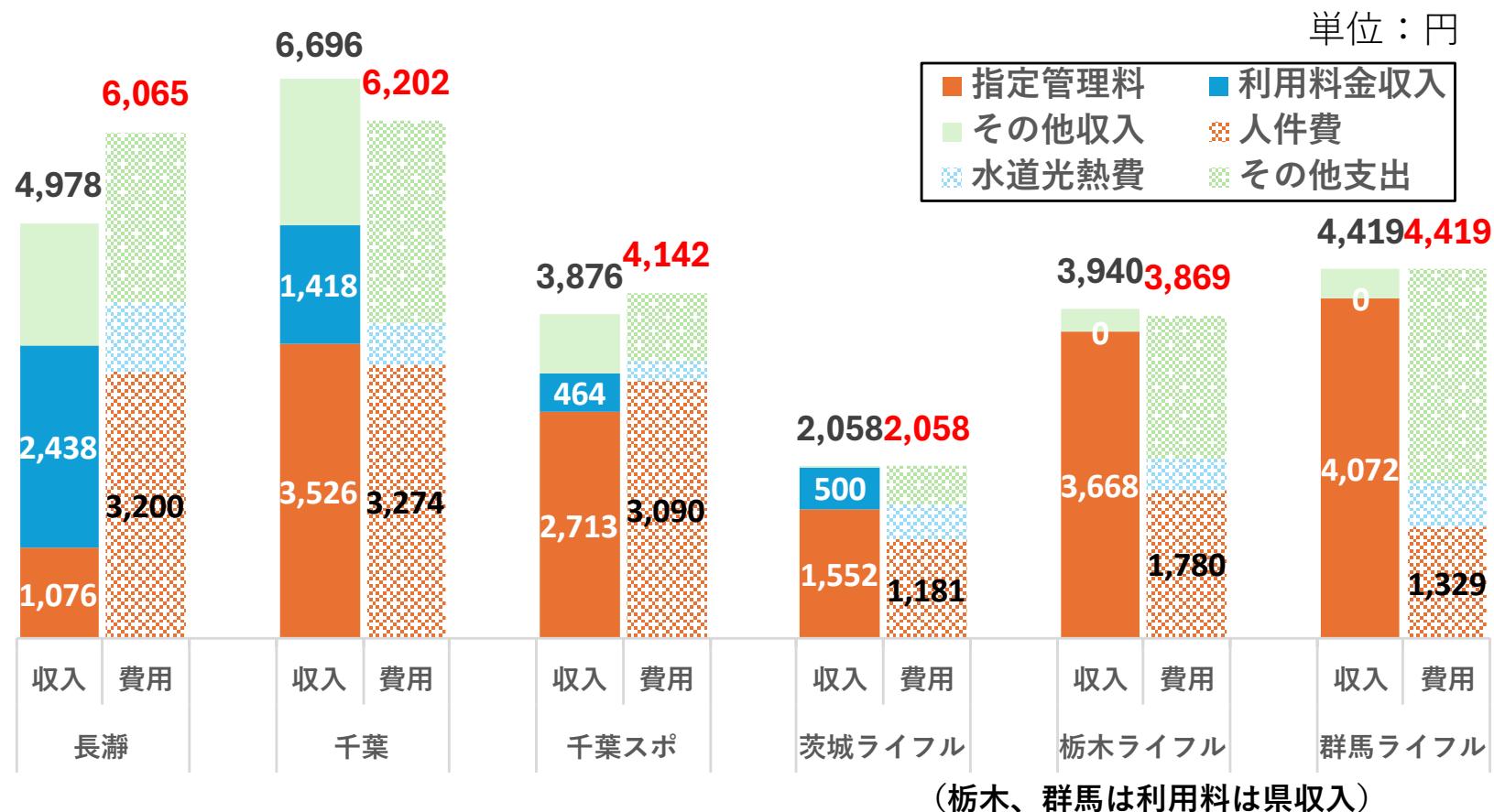
長瀬射撃場はスポーツ施設としての性格に加え、狩猟者の育成・確保、秩父への誘客など多面的な役割があり、機構の撤退に伴い長瀬射撃場の運営に支障が生じた場合、獣害対策や地域経済（宿泊・飲食・交通等）など幅広い範囲に深刻な影響を与えることが懸念される。他県では獵友会やライフル射撃協会が受託しているケースが多く、警備会社等とのJVが運営している例や、地方自治法第252条の14に規定する事務の委託により、地元市が管理している例もある。機構が撤退することとなる場合は、射撃に関する技能向上や銃による事故の防止等の施策が停滞することのないよう、関係者と調整のうえ、新たな受託者の開拓・人員確保等最善の方策を検討する必要がある。

##### イ 効果的・効率的となる運営方法についてあらゆる手段の検討

指定出資法人あり方検討委員会からは、「利用者1回当たりの利用に対する管理運営費用の妥当性を検証するなどした上で、まずはより効果的・効率的となる運営方法についてあらゆる手段を検討されたい」との提言があった。

長瀬射撃場の利用者1回当たりの収支を近県と比較すると、利用料金収入（2,438千円）は近県で最も多いが、指定管理料（1,076千円）は最も少ない。つまり、長瀬射撃場は、最小の指定管理料で最大の利用料収入を獲得しているが、現在の収入構成では収支差の解消は困難であり、結果的に近県で最も厳しい経営状況にあるといえる。

図表2 1 利用者1回当たりの収入・支出 近県比較（再掲）



長瀬射撃場の指定管理料は、令和元年度までのNTCの委託料収入（約1,000万円）を前提に極めて廉価に設定されており、それを改善しない限り、機関だけでなく、いかなる主体も黒字経営は困難と考えられるため、まずは射撃場運営への参入を希望する主体を確保できる環境の整備が重要である。

なお、平均費用が本県を下回っている県と比べると、人件費や光熱費が相対的に高額となっている本県の費用を抑えることも課題であり、これら費用の圧縮がカギになる。光熱費については施設照明のLED化を進めたことで、今後の改善が期待できる。

#### ウ 狩猟関係者を確保するための対策

狩猟者確保に向けた抜本的な対策としては、

- ・狩猟者確保には、秩父郡市をはじめとした地元の地域ぐるみの協力・対策が必要。
- ・都市部を含めた県内の高校に射撃部を創設するなどにより、将来の狩猟の担い手を確保する。
- ・射撃場の利用者は、地元の地域経済（飲食・宿泊等）にも貢献しており、地域団体と連携した利用者増加策に取り組む。
- ・狩猟免許の保有者は増加している一方、実際の獵に出る狩猟登録者は横ばい状態であり、ペーパー狩猟者の対策が必要である。
- ・狩猟者に求められる技能は、ライフル銃獵に加え、わな獵のニーズが高まっており、わな獵に関する技能向上の場の検討が必要である。
- ・民間の認定鳥獣捕獲事業者の増加を推進し、長瀬射撃場の活用を含めた狩猟事業者の育成を行う。  
などが考えられる。

そのため、狩猟免許試験や事前講習会の際に受験者や受講者にアンケート調査を実施するなど課題を的確に把握した上で、取組のロードマップを作成し、段階的な対応を検討する必要がある。

その他、委員からは「狩猟初心者はまずはクレーで練習することが多いため、狩猟者を増やしていくうとするのであれば、長期的にはクレー射撃場の再開についても検討する必要がある。」との意見があった。

#### 4 まとめ（検討委員会の提言）

今までの検討過程を踏まえ、検討委員会として、以下のとおり提言する。

##### **(1) 長瀬射撃場は「公の施設」として狩猟者育成やスポーツ振興だけでなく、地域振興としても重要であり、長瀬射撃場を存続させることが望ましい。**

有害鳥獣対策や野生鳥獣の個体数管理などを担う狩猟者育成施設としてだけでなく、全国屈指の射座数を有する小口径ライフル射場・エアライフル射場を持つ優位性を評価する声は多く、ライフル大会の運営者からも長瀬射撃場の継続を求められている。

仮に、長瀬射撃場を廃止して他県の射撃場を活用することとした場合、移動に要する負担の大きさから、本県の狩猟者が他県の射撃場を利用するとは考え難く、県内の狩猟人材の減少につながるおそれがある。野生鳥獣による農業被害・人的被害を防止し、県民の安心・安全を守ることは行政の責務であり、狩猟人材の育成・確保を経済的効率性の観点のみで判断することは適切とはいえない。

また、数百人規模が参加するライフル射撃競技大会の開催は山間地域の振興にも貢献している。

以上を踏まえ、「公の施設」としての施設運営の意義は大きく、長瀬射撃場を引き続き存続させることが望ましい。

#### **(2) エアコン・電子標的の導入やバリアフリー化は、緊急性や費用対効果を踏まえ、優先順位を見極めて段階的に整備することが望ましい。**

栃木県ライフル射撃場がリニューアルされ、本県にはない光学式電子標的やエアコンが整備されたことにより、長瀬射撃場で開催されていた学生のライフル射撃大会の多くが栃木県の開催となったことが長瀬射撃場利用者の減少につながっている。長瀬射撃場全体の収支改善には、まずは他県施設に流出した要因であるエアコンの設置や電子標的の更新に速やかに対処するとともに、時代の要請といえるバリアフリー化への対応も検討すべきである。

全てを同時期に導入することは財政負担が大きいため、優先順位や導入規模を見極め、効率的な手法を検討したうえで段階的に進めることが望ましいが、近年、猛暑の傾向が強まっている状況にかんがみ、利用者の健康を守る観点から、まずはエアコンの設置を優先すべきと考える。

#### **(3) 収支改善を図るため、より効果的・効率的な運営を行うこと。**

エアコンや電子標的の導入等により経営改善に努めるとともに、利用者の少ない平日の利用料金の値下げ、地域観光との連携、銃所持許可のない者も体験できるビームライフルの充実、狩猟者と競技者の相互交流、ジビエなど射撃に関連した取組の導入など、収入を増加させる対策を具体的に検討する必要がある。また、若者が参入しやすい状況、参入した者が利用しやすい状況を作るため、中古銃器の販売や銃の預かり保管などを引き続き行うとともに、全ての取組をWebやSNSで発信・周知していくことが効果的である。

また、支出面についても、人件費や光熱費等の固定費の見直しなど不断の努力が必要であるが、長瀬射撃場の指定管理料は、NTCの委託料収入を前提に設定されており、他県と比較しても著しく廉価となっていることが収支悪化の根本的原因であることに留意が必要である。現行の委託料では、いかなる事業主体であっても黒字転換は困難であり、持続可能な施設管理を実現するには、少なくとも収支均衡が可能となる水準まで指定管理料の見直しを検討すべきである。

#### **(4) 従来の利用にとどまらず、狩猟者確保など社会的課題に対応した新たな事業展開を期待する。**

長瀬射撃場は「射撃に関する技能を向上させ、もって銃による事故の防止及び射撃競技の発展を図る」ことを目的として設置された公の施設であり、これまでも目的達成に大きく貢献してきた。

一方、山間地域における人口減少や、野生鳥獣による農林業被害の増加など、長瀬射撃場設置当初から社会経済情勢が大きく変化する中、長瀬射撃場の役割に対するニーズにも変化が見られる。有害鳥獣対策の担い手である狩猟者確保の重要性が増していることに鑑み、わな猟も含めた狩猟者育成の場として長瀬射撃場の更なる活用を今後検討していくことを期待する。

## おわりに

長瀬射撃場がその機能を遺憾なく発揮し、持続可能な施設として将来にわたり役割を果たしてゆくためには、直面する様々な課題の解決に取り組まなければならない。

本委員会では、それら課題を整理し対応する方向性を示すべく、7回にわたり様々な議論を重ね、4つの観点からの提言をまとめた。開設30年目という節目のタイミングでこのような議論の機会を得たことは、一つのチャンスであるとも言えるだろう。

本検討委員会に御協力いただいた関係各位に深く感謝申し上げるとともに、本報告書の提言が、今後の長瀬射撃場の運営の一助となることを期待する。

令和7年12月22日

埼玉県長瀬射撃場あり方検討委員会  
委員長 萩原 淳司

## 別添1

### 埼玉県長瀬射撃場あり方検討委員会設置要綱

#### (目的)

第1条 埼玉県長瀬射撃場（以下「射撃場」という。）について、射撃場を取り巻く環境の変化等に対応し、適切な運営を行っていくために、今後の射撃場のあり方等について協議、検討することを目的として、埼玉県長瀬射撃場あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (協議事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 射撃場のあり方に関すること
- (2) その他必要な事項

#### (組織)

第3条 委員会の委員は7名以内とし、学識経験者、民間団体の代表者及び関係行政機関等で構成する。

- 2 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は委員長の職務を代理する。

#### (任期)

第4条 委員の任期は、本委員会設置の日から令和8年3月31日とする。

#### (会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見等を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、環境部みどり自然課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

**別添2**

## 埼玉県長瀬射撃場あり方検討委員会開催状況

	開催日	議題
第1回	令和6年5月17日（金）	1 委員長及び副委員長の選任について 2 施設概要説明及び施設視察 3 意見交換
第2回	令和6年6月14日（金）	1 意見交換 ・長瀬射撃場のあり方に関すること ・長瀬射撃場の収支に関すること ・長瀬射撃場の設備に関すること
第3回	令和6年7月19日（金）	1 意見交換 ・長瀬射撃場の施設整備に関すること
第4回	令和6年11月18日（月）	1 協議 ・施設整備の考え方に関すること ・長瀬射撃場の意義に関すること ・利用者増加策に関すること
第5回	令和7年2月12日（水）	1 委員からの質問に関する回答 2 あり方に関するまとめの方向性について
第6回	令和7年5月9日（金）	1 指定出資法人あり方検討委員会の提言を踏まえた今後の検証・検討について
第7回 (書面開催)	令和7年8月25日（月） ～令和7年9月1日（月）	1 「長瀬射撃場あり方検討委員会報告書」の内容確認について